

伯耆町地域福祉推進プラン

第4期伯耆町地域福祉計画・第4期伯耆町地域福祉活動計画

(令和4年度～令和8年度)

令和4年3月

伯 耆 町

社会福祉法人 伯耆町社会福祉協議会

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 地域福祉について	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画期間	3
5. 計画における圏域	3
6. 計画の策定体制	4

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1. 統計データから見た状況	5
2. アンケート調査結果から見た状況	10

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	20
2. 基本目標	20
3. 計画の体系	21

第4章 施策の展開

基本目標1 安心して暮らせる仕組みづくり	22
基本目標2 支え合いの地域づくり	31
基本目標3 いきいきと暮らせる環境づくり	40

第5章 計画の推進

1. 協働による計画の推進	45
2. 計画の周知・啓発	45
3. 計画の進捗管理	45

資料編

1. 計画策定の経過	46
2. 伯耆町地域福祉計画等推進委員会委員名簿	47
3. 伯耆町地域福祉計画等推進委員会設置要綱	48
4. 用語解説	50

◆「障害」の表記について

この計画中で用いる「障害」の表記については、法令及び制度、固有名詞等を除き、「障がい」を用いています。

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

私たちを取り巻く社会環境は、少子高齢化や核家族化の進行、個人の価値観の多様化などにより、家族や地域で支え合う機能の弱体化や社会的なつながりの希薄化が見受けられます。また、一人ひとりが抱える生活課題も複雑化・複合化するとともに、全国各地で多発する大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症等が発生する状況の中、これらに対応するには個人の努力や行政による福祉サービスだけでは十分ではなく、地域住民がともに支え合い、助け合っていくことが大切です。

そのためには、住民自身が「地域」に対して関心を持つことや、地域の中における家族や友人、近所の人による助け合い、福祉事業者、社会福祉協議会と行政が取り組む各制度によるサービスの提供など、住民と行政がそれぞれの特長を活かしながら協働することが重要となります。

この計画は、地域福祉の推進のため、取り組みの実施状況や社会情勢、住民のニーズなどを踏まえつつ、地域福祉の基本的な方向性について明らかにしていくものとして策定するものです。

2. 地域福祉について

福祉とは特別なもののように思えますが、「**い**だんの**く**らしの**し**あわせ」を実現させる営みであると言われることがあります。私たち一人ひとりが幸せに暮らしていけるよう、他の人から支えてもらいながら、また一緒に支え合って生きていくことが福祉であると言えます。

また、地域福祉とは、地域に住むすべての人が、住みなれた家庭や地域の中で、自分らしく安心した生活が送れるように同じ地域に暮らす仲間として、地域全体で支え合っていく関係をつくることとされています。

そのためには、生活をする上で様々な問題や、これから迫ってくるであろう危機に目を向けて、その課題や解決策をみんなと一緒に考え、お互いの顔が見えるような関係づくりを進めていくことが重要となります。

地域福祉の推進には、公的な福祉サービスによる支援（公助）だけでなく、自分でできることは自分ですること（自助）、近隣の住民や地域の人々が協力して問題解決に取り組むこと（共助）をあわせて進めていくことが必要とされています。そのため、地域福祉では、“支援する側”と“支援される側”のいずれかに属するという考え方ではなく、困った時や必要な時には支援を受け、支援できる時には支援する側に回るといった考え方が大切になります。

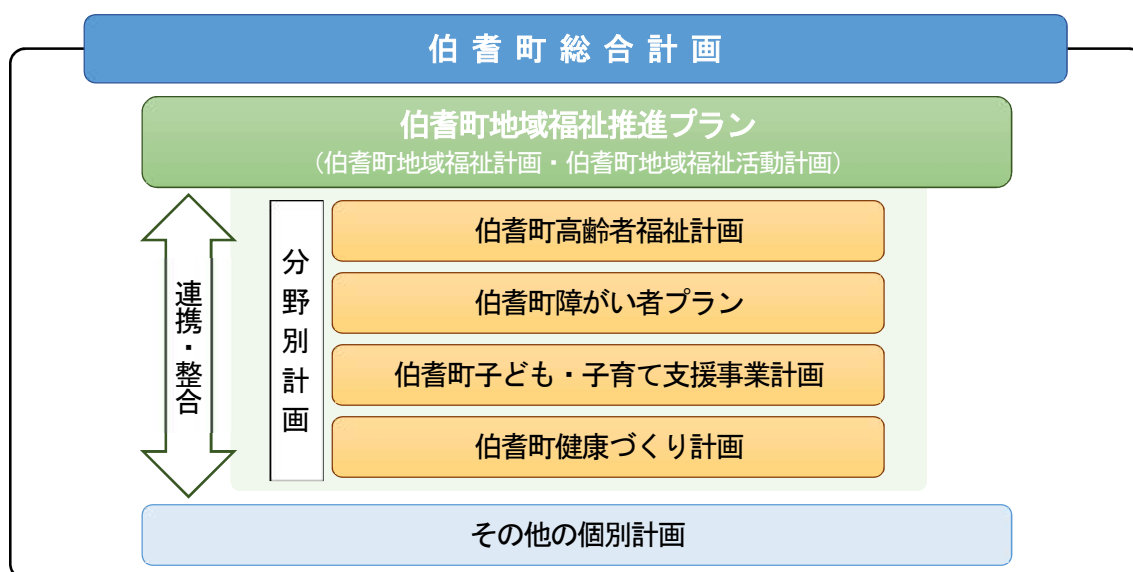
3. 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として町が策定する行政計画と同法第109条の規定に基づき設置された町社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」とを併せた計画となっています。

これらはともに地域福祉の推進を目指しており、町民と町及び社会福祉協議会が共通の理念をもって、連携しながら各施策に取り組むことが効果的、効率的であることから、「伯耆町地域福祉推進プラン」として一体的に策定することとしました。

また、この計画は、伯耆町総合計画における地域福祉に関する事項を具体化するための計画であり、福祉分野における基本計画としての位置づけとなります。



(2) SDGs達成に向けた取り組みの推進

SDGsは「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月の国連サミットで2030年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会共通の目標です。

持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標及び細分化した169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範的な課題に対する統合的な取り組みが示されています。

この計画の取り組みは、SDGsの理念と重なるものであり、以下の目標と関連づけて一体的に推進していきます。



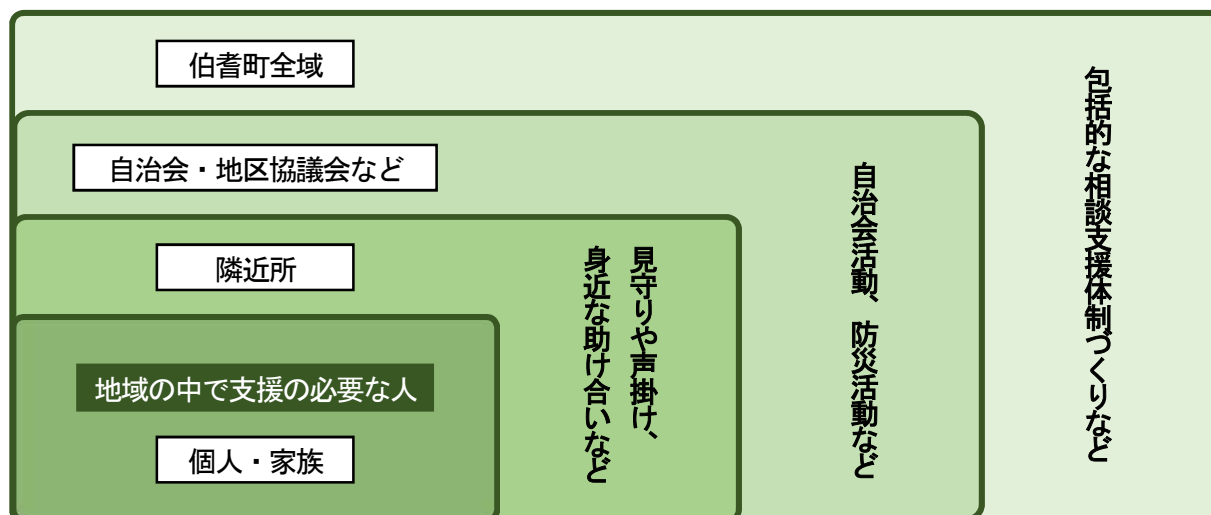
4. 計画期間

この計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
伯耆町総合計画	現行計画 (令和3年度～令和7年度)					次期計画
伯耆町地域福祉推進プラン 伯耆町地域福祉計画・伯耆町地域福祉活動計画		第4期計画 (令和4年度～令和8年度)				
伯耆町高齢者福祉計画	現行計画 (令和3年度～令和5年度)			次期計画		
伯耆町障がい者プラン	現行計画 (平成27年度～令和5年度)			次期計画		
障がい者計画	現行計画 (平成27年度～令和5年度)			次期計画		
障がい福祉計画	現行計画 (令和3年度～令和5年度)			次期計画		
障がい児福祉計画	現行計画 (令和3年度～令和5年度)			次期計画		
伯耆町子ども・子育て支援事業計画	現行計画 (令和2年度～令和6年度)				次期計画	
伯耆町健康づくり計画	現行計画 (平成30年度～令和4年度)		次期計画			

5. 計画における圏域

地域福祉に係る取り組みは多岐にわたり、それぞれ実施するうえでの適切な範囲は異なります。この本計画では地域福祉活動が実施される「地域」について、ひとつの分け方にとらわれず、重層的なものとして考え、それぞれの課題に応じて最も効果的な圏域を設定し取り組みを進めます。



6. 計画の策定体制

この計画の策定にあたり、伯耆町に住む18歳以上の方600人を対象に、地域福祉に対する町民の考えや望んでいることを把握し、計画づくりにあたっての基礎資料とするためアンケート調査を実施しました。

これらを基にして、庁内関係部局の意見を求めたうえで素案の作成を行い、住民代表者、保健・医療・福祉などの各代表者及び学識経験者などにより構成する伯耆町地域福祉計画等推進委員会において内容の協議を行いました。

また、パブリックコメントを実施し、広く住民の皆さんの意見を取り入れるよう努めました。

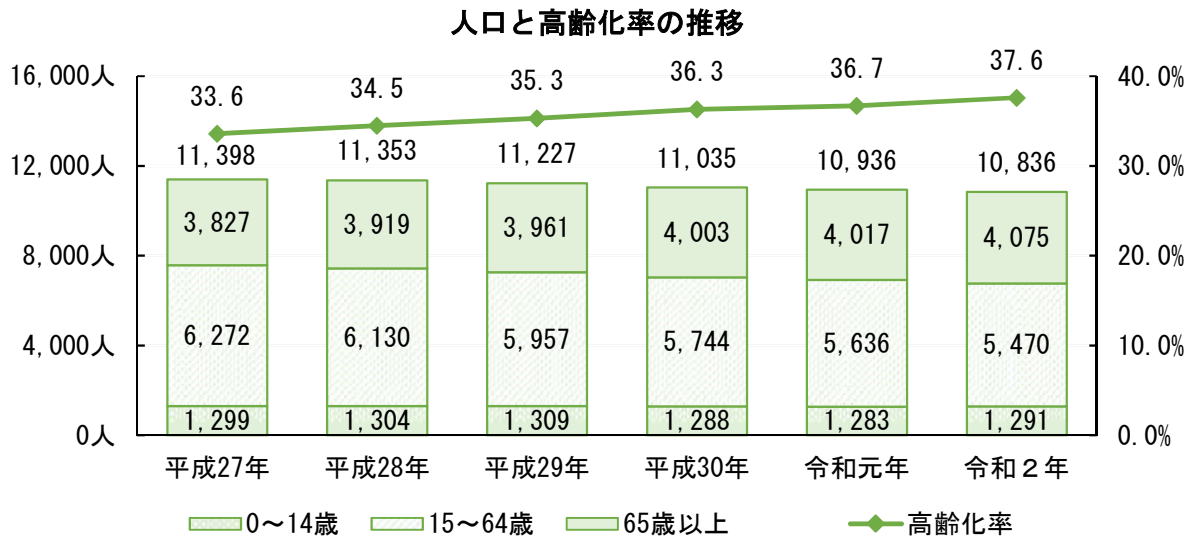
第2章 地域福祉を取り巻く状況

1. 統計データから見た状況

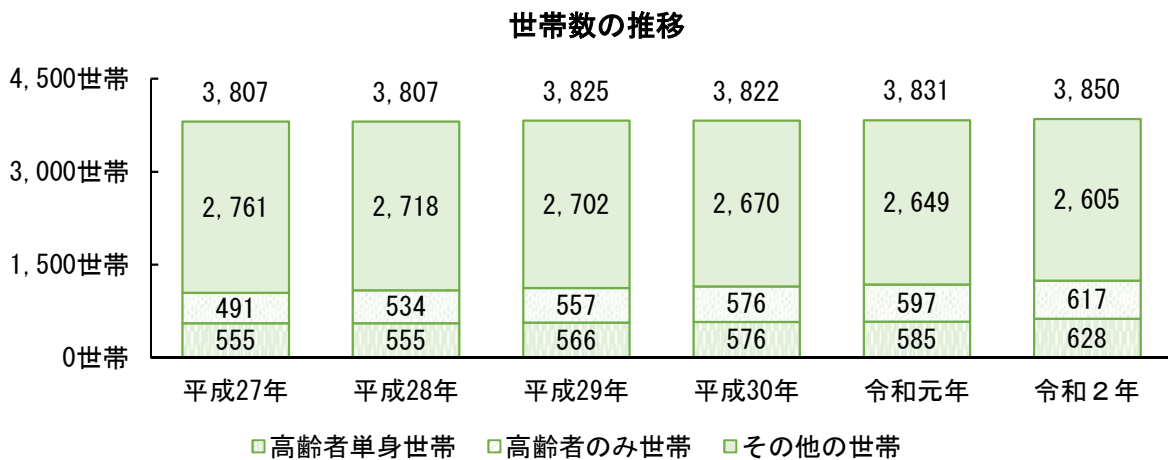
(1) 人口・世帯の状況

本町の総人口は、平成27年では11,398人でしたが、令和2年では10,836人と5年間で562人減少しました。15～64歳の人口は年々減少していますが、一方で65歳以上の人口は年々増加しており、令和2年では4,075人、高齢化率は37.6%となっています。

総世帯数は、賃貸住宅等の建設により微増しています。また、高齢者単身世帯・高齢者のみの世帯については、年々増加しており、令和2年では1,245世帯となっています。

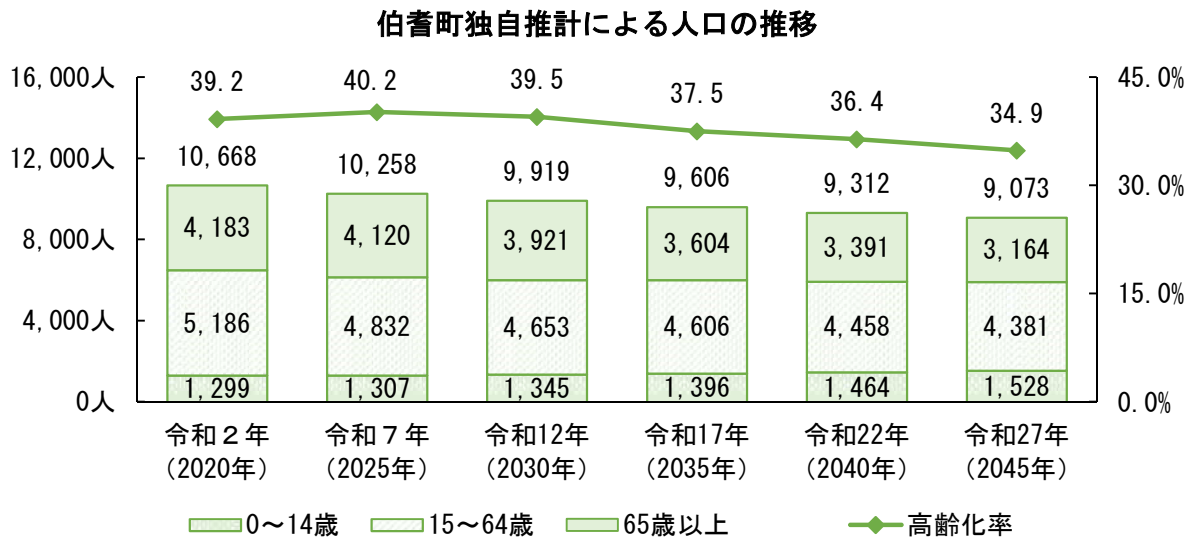


出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

伯耆町総合計画における町独自の人口推計によると、本町の人口動向については、減少で推移すると予測されており、団塊世代が75歳以上に移行する令和7年（2025年）では令和2年（2020年）に比べ410人減少し、団塊ジュニア世代が70歳代となる令和27年（2045年）には令和2年（2020年）に比べ1,595人減少すると予測されています。

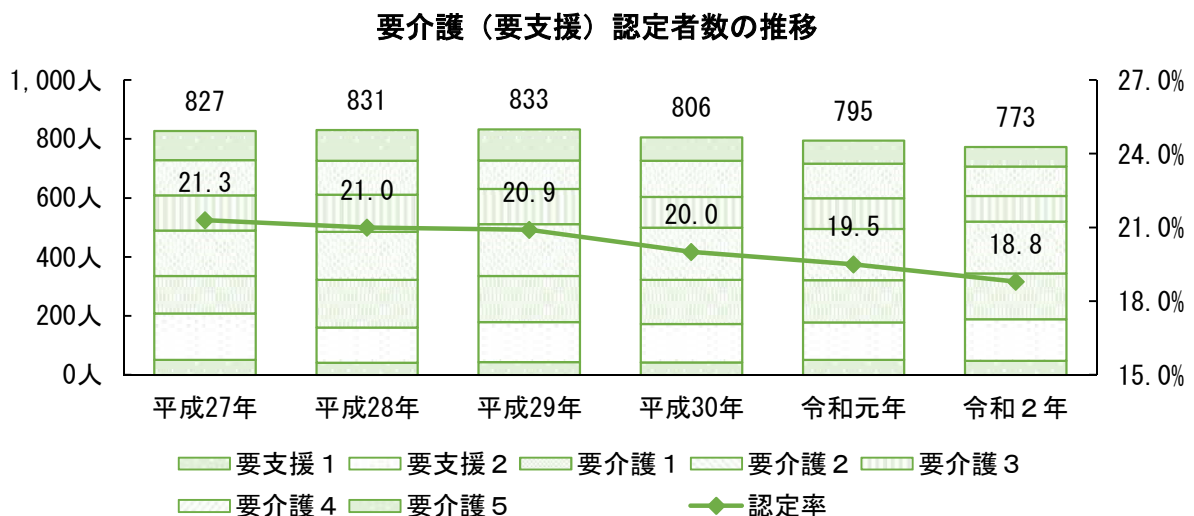


出典：第3次伯耆町総合計画

（2）高齢者の状況

本町の要介護（要支援）認定者数は、平成27年の827人に対して令和2年では773人と5年間で54人減少しています。

また、第1号被保険者に占める要介護（要支援）認定者数の割合（認定率）については、令和2年9月末現在で18.8%と県平均の19.8%よりやや低くなっています。

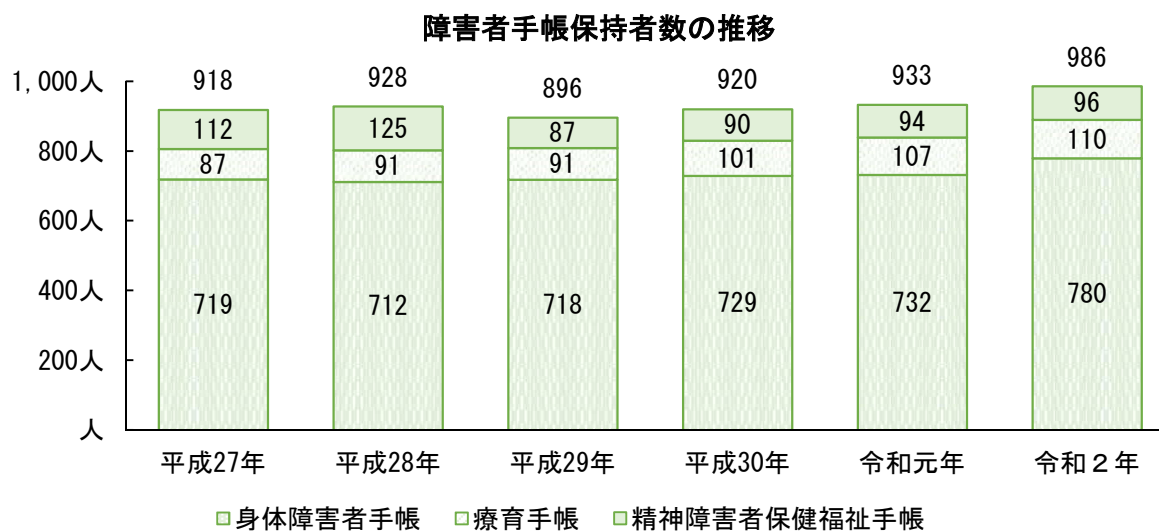


出典：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

(3) 障がい者の状況

障害者手帳（身体、療育、精神保健）を持つ人は、令和2年で986人となっており、人口比約9.1%となっています。

精神疾患を有する人の数は、正確な数は把握できていませんが、精神疾患を事由とする外来治療に係る公費負担制度を利用している人（登録者数）は、令和2年度末で212人となっています。

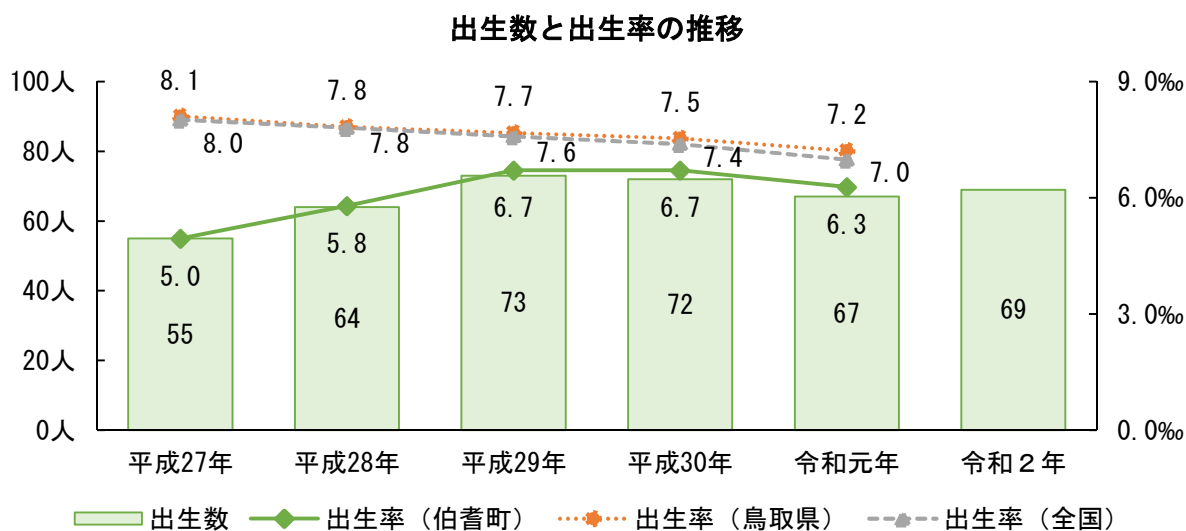


出典：福祉課調べ（各年4月1日現在）

(4) 子どもの状況

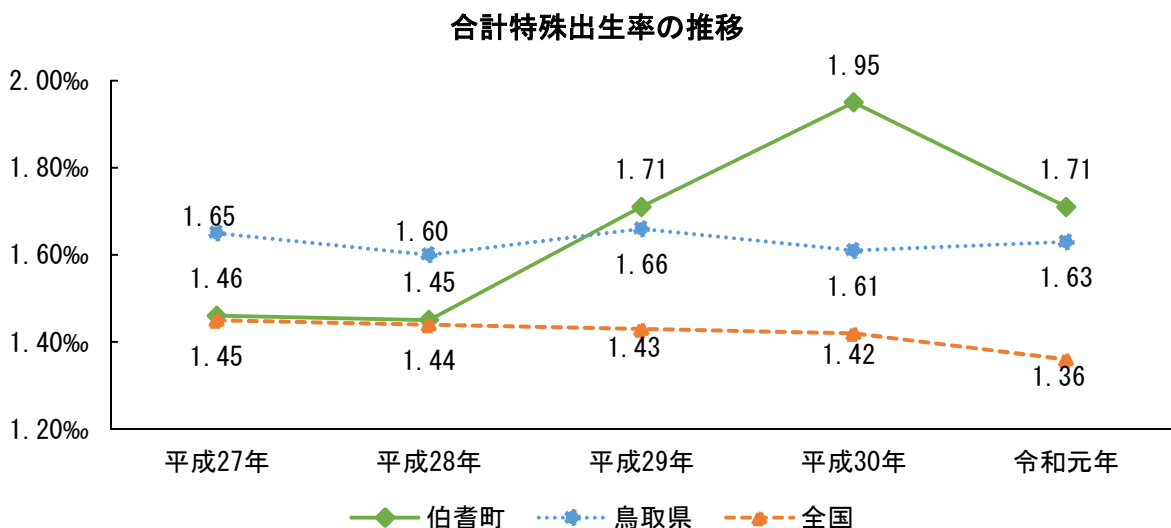
出生数は年により若干の差がありますが、令和2年で69人となっています。また、出生率は令和元年で6.3‰と全国や鳥取県と比較して若干低くなっています。

合計特殊出生率は令和元年時点で1.71‰となっており、全国や鳥取県と比較して若干高くなっています。



※出生率：人口1,000人当たりにおける出生数

出典：鳥取県人口移動調査、100の指標からみた鳥取県



※合計特殊出生率：一人の女性が一生のうちで産む子どもの平均人数

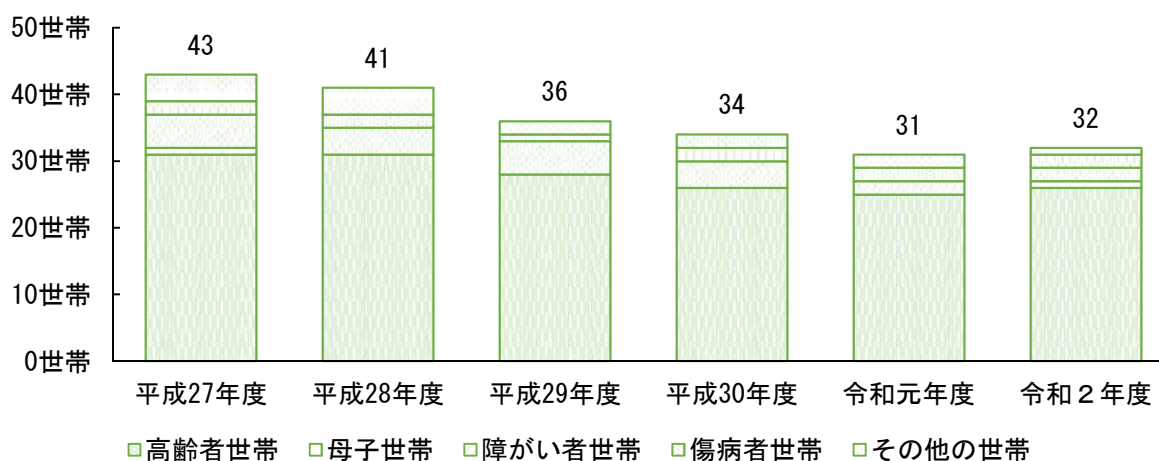
出典：厚生労働省人口動態統計、鳥取県人口動態統計

(5) 生活困窮者の状況

本町の生活保護世帯数は、ここ数年は横ばい傾向となっており、令和2年度では32世帯となっています。

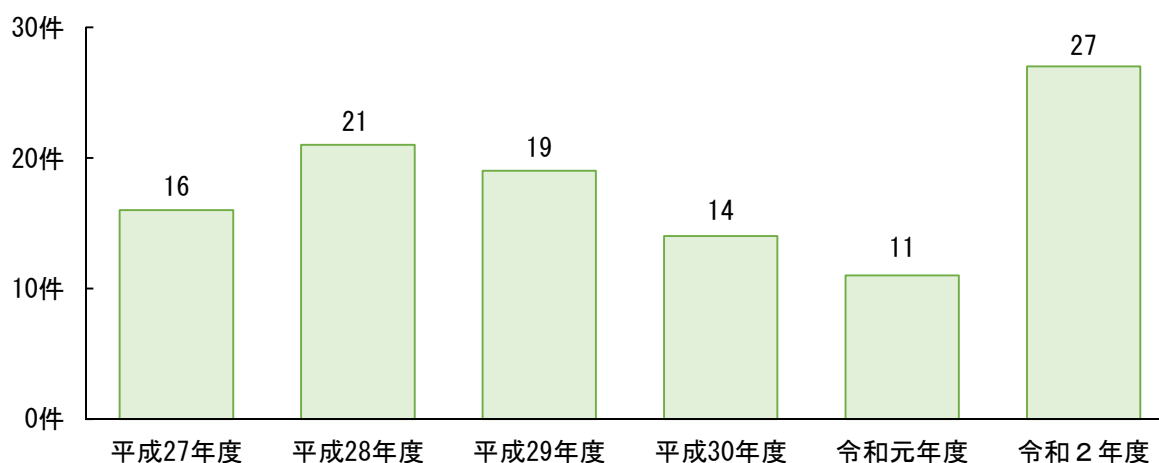
また、生活困窮者自立相談支援事業の新規相談件数は年により若干の差があります。令和2年度は27件と大きく増加していますが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金の特例貸付の要件として自立相談支援事業の利用が必要になったことから、この貸付関係だけで12件の相談があったことによるものです。

生活保護世帯数の推移



出典：福祉課調べ（各年度末時点）

生活困窮者自立相談支援事業新規相談受付件数の推移



出典：福祉課調べ（各年度末時点）

2. アンケート調査結果から見た状況

地域における支え合いを前提とした「地域共生社会」の実現に向けて、住民の地域福祉に関する考えや望んでおられることなどを把握し、町の施策や計画の基礎資料とするためアンケート調査を実施しました。

調査の概要は下記のとおりです。

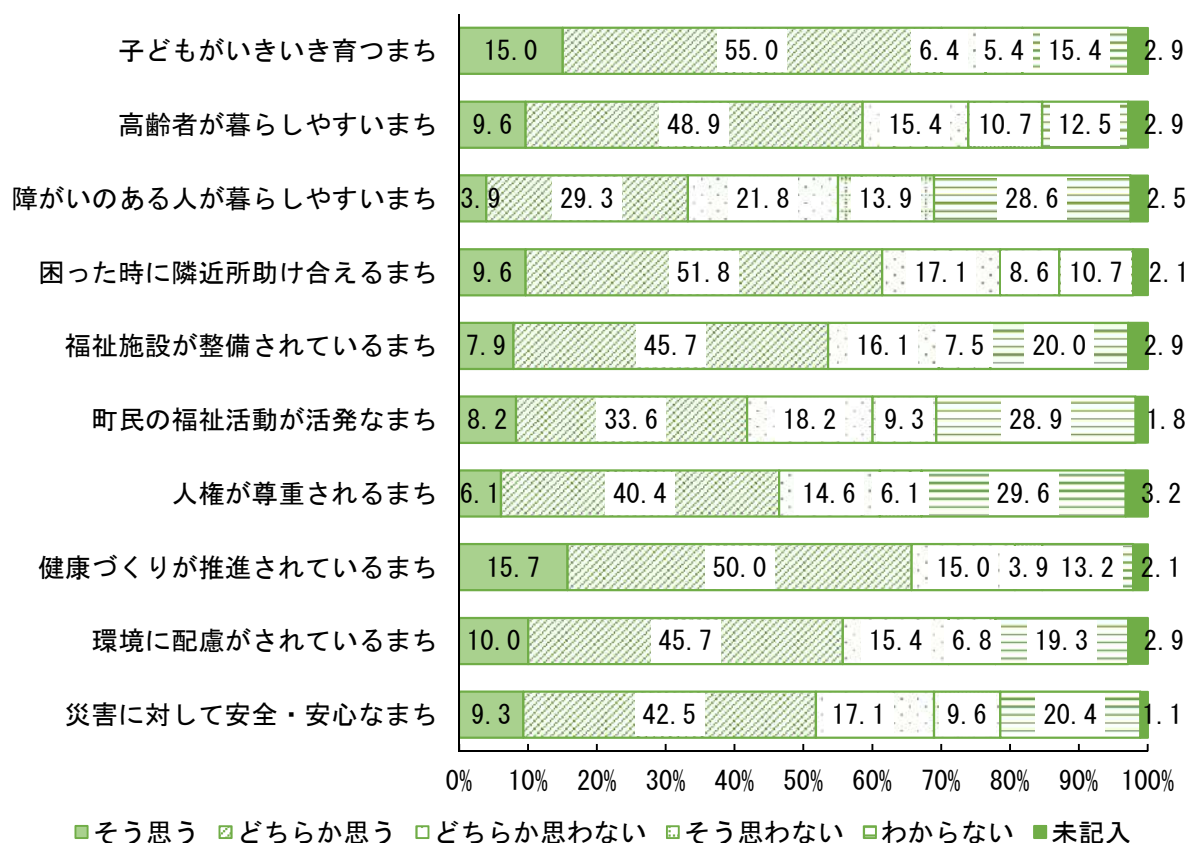
- 調査対象：伯耆町内にお住まいの18歳以上の方 600人
(性別、年代、居住地区を基軸に無作為抽出)
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 調査期間：令和3年5月14日～令和3年6月4日（6月10日到着分まで集計）
- 回収状況

配布総数	回収総数	回収率
600人	280人	46.7%

(1) 現状の伯耆町の地域福祉についての印象

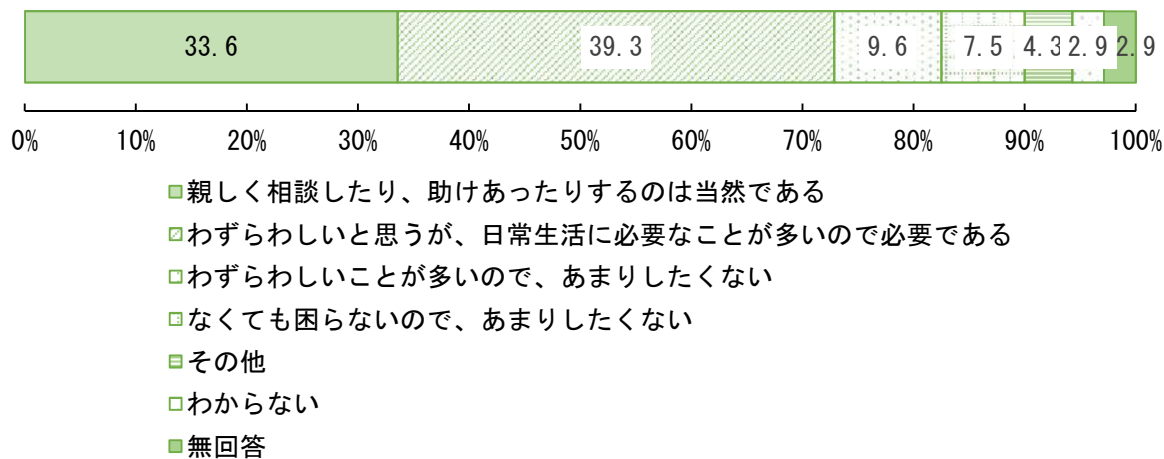
伯耆町の地域福祉の印象については、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた割合を見てみると、「子どもがいきいき育つまち」が70%と最も多く、次いで「健康づくりが推進されているまち」となっています。

一方で「障がいのある人が暮らしやすいまち」については、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」をあわせた割合が35.7%とやや高くなっています。



(2) 近所づきあいについて

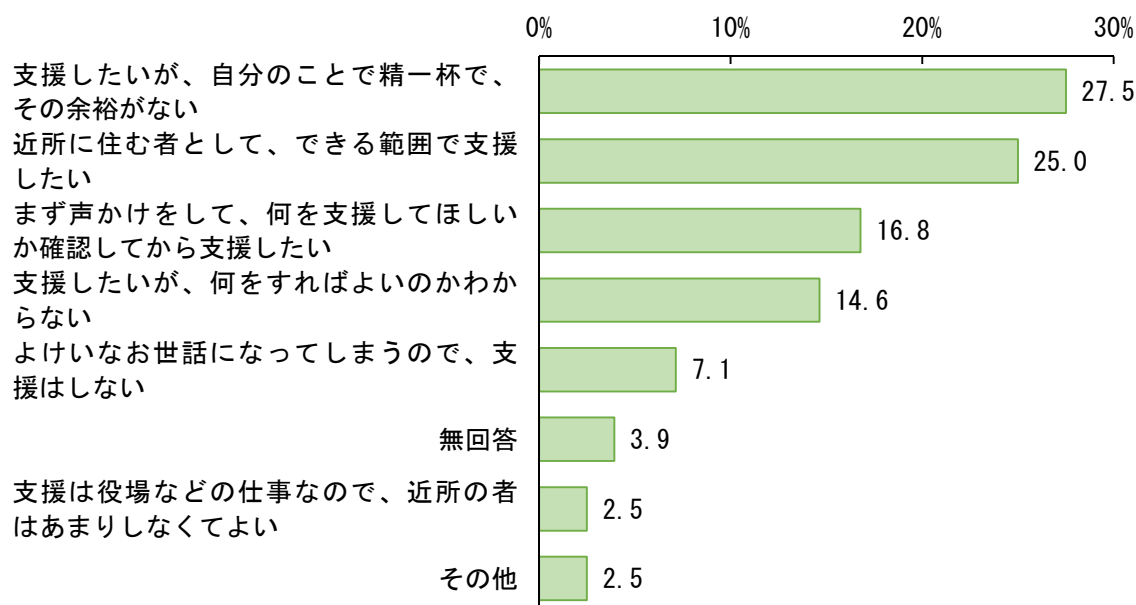
近所づきあいに対する考え方については、「親しく相談したり、助け合ったりするのは当然である」と「わずらわしいと思うが、日常生活に必要なことが多いので必要である」を合わせると、70%を超える人が近所づきあいは必要であると答えています。



(3) 地域での支援について

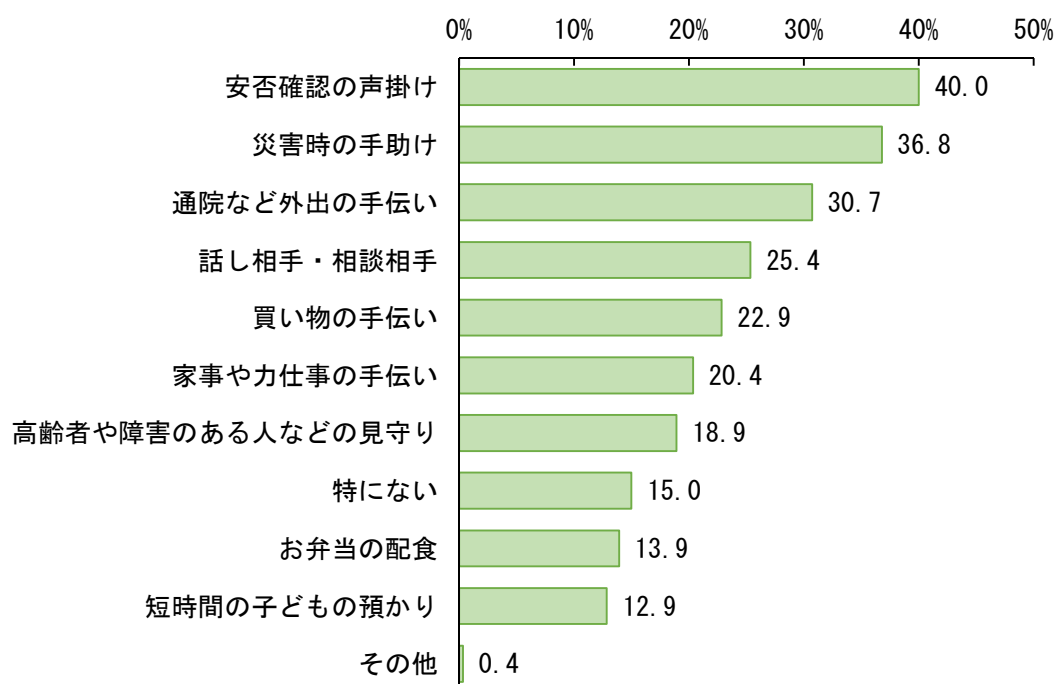
① 近所に住む人に対する支援

近所に住む人に対する支援については、「自分のことで精一杯で余裕がない」と答えた人と「できる範囲で支援したい」と答えた人が、ほぼ同じ割合となっています。



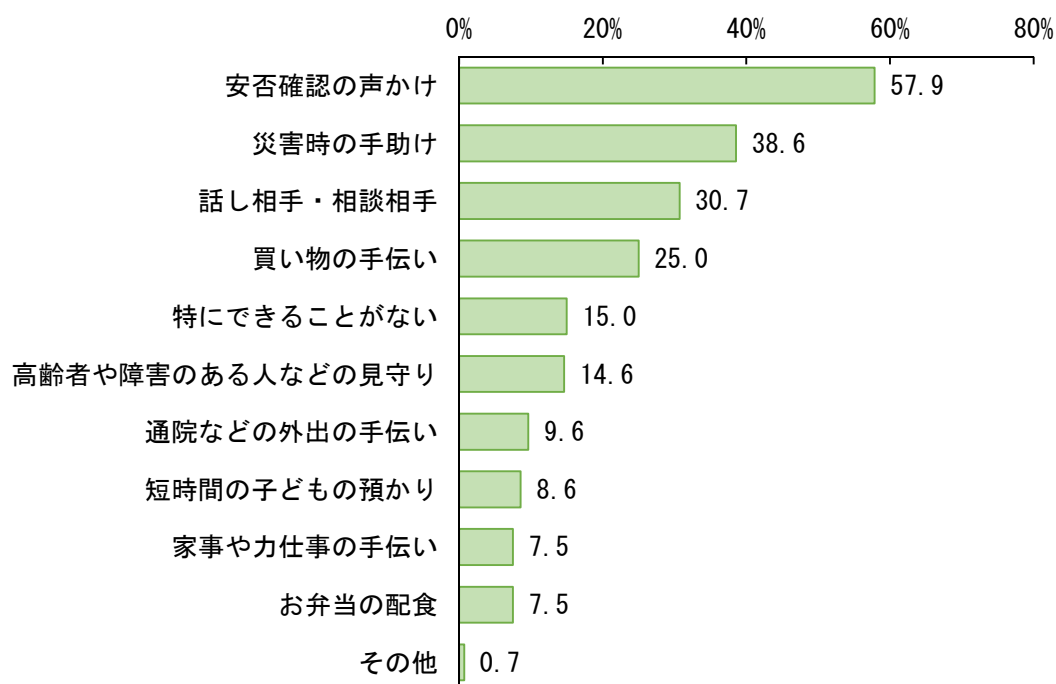
② 地域に求める支援

地域に求める支援については、安否確認や災害時の手助けを求める人が多くあります。また、外出の支援のニーズについても高くなっています。



③ 自分ができる支援

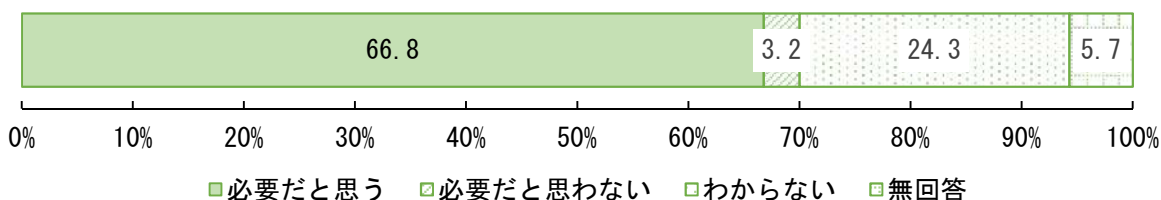
自分ができる支援については、地域に求める支援と同じように、安否確認や災害時の手助けと答えた人が多くなっています。



(4) 地域での支え合い活動について

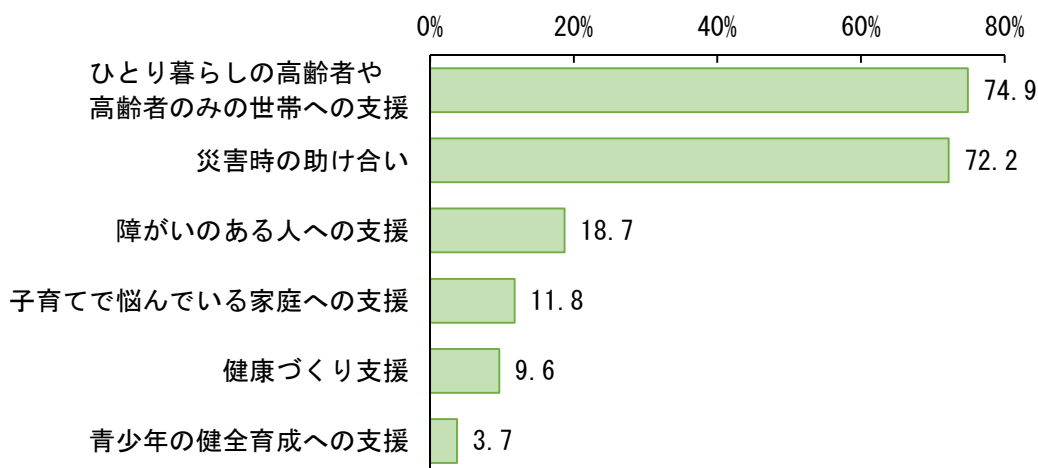
① 住民相互の自主的な協力関係についての認識

住民相互の自主的な協力関係については、66.8%の人が「必要だと思う」と回答しています。



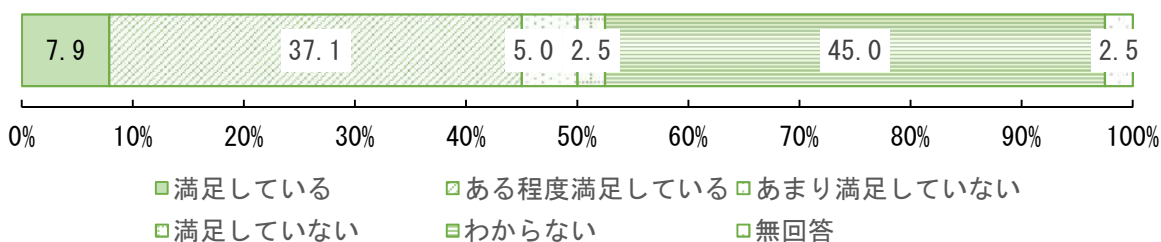
② 地域の人たちで協力して取り組むことが特に必要と思う問題

住民相互の自主的な協力関係について「必要だと思う」と回答した人が、地域の人たちで協力して取り組むことが特に必要と思う問題としては、高齢者世帯への支援と災害時の助け合いについての割合が多くなっています。



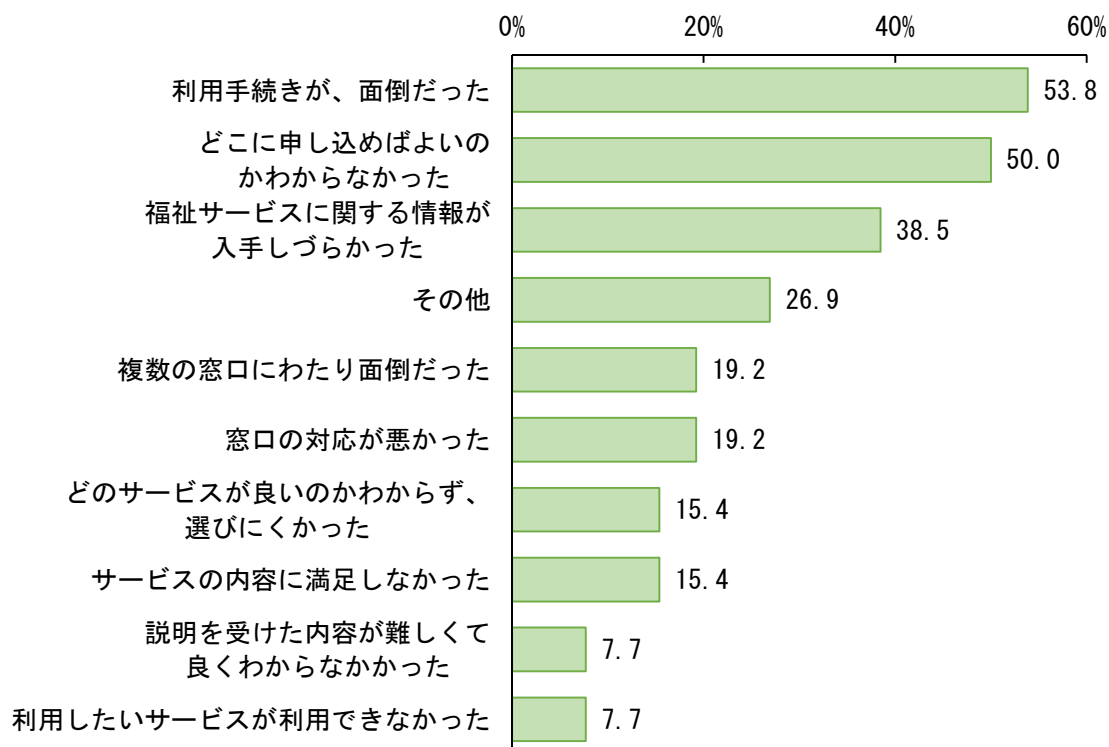
(5) 福祉施策の満足度について

今の白耆町の福祉施策の満足度については、「満足している」と「ある程度満足している」をあわせた割合が45%とほぼ半数の人が満足していると答えています。



(6) 福祉サービスを利用する際に不都合や不満に感じた内容

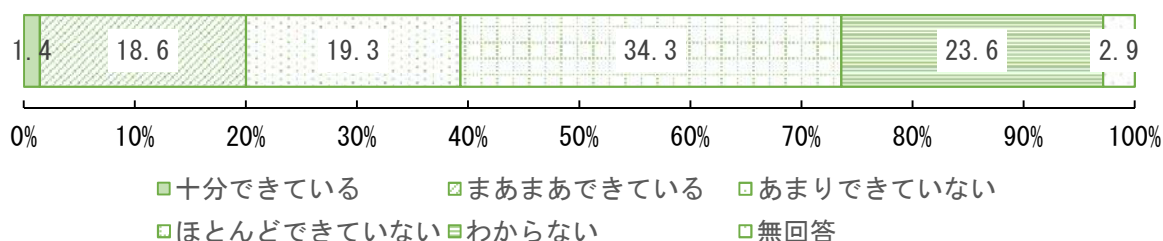
福祉サービスを利用する際に不都合や不満に感じた内容については、「利用手続きが、面倒だった」が53.8%で最も多く、次いで「どこに申し込めばよいのかわからなかった」が50%となっています。



(7) 福祉に関する情報について

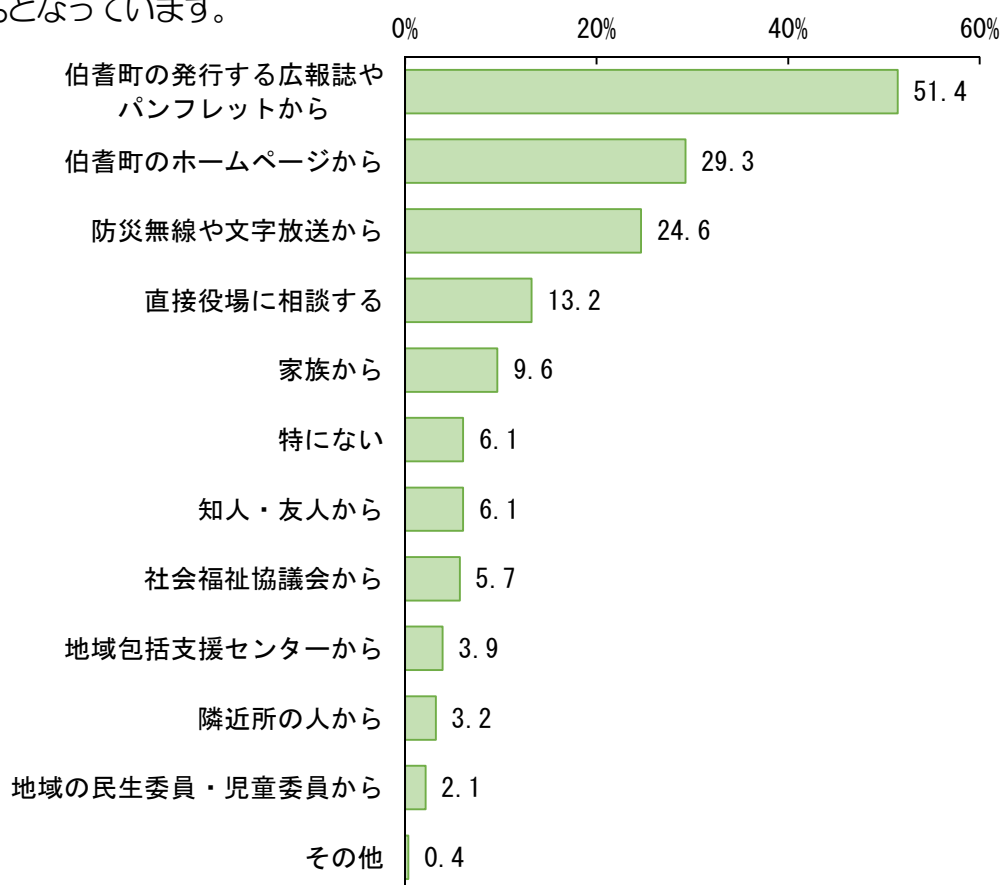
① 福祉サービスの情報の入手状況について

福祉サービスの情報の入手状況については、「ほとんどできていない」が34.3%と最も多く、次いで「わからない」が23.6%となっています。自分にとって必要な福祉サービスの情報を入手できている人の割合は20%と低くなっています。



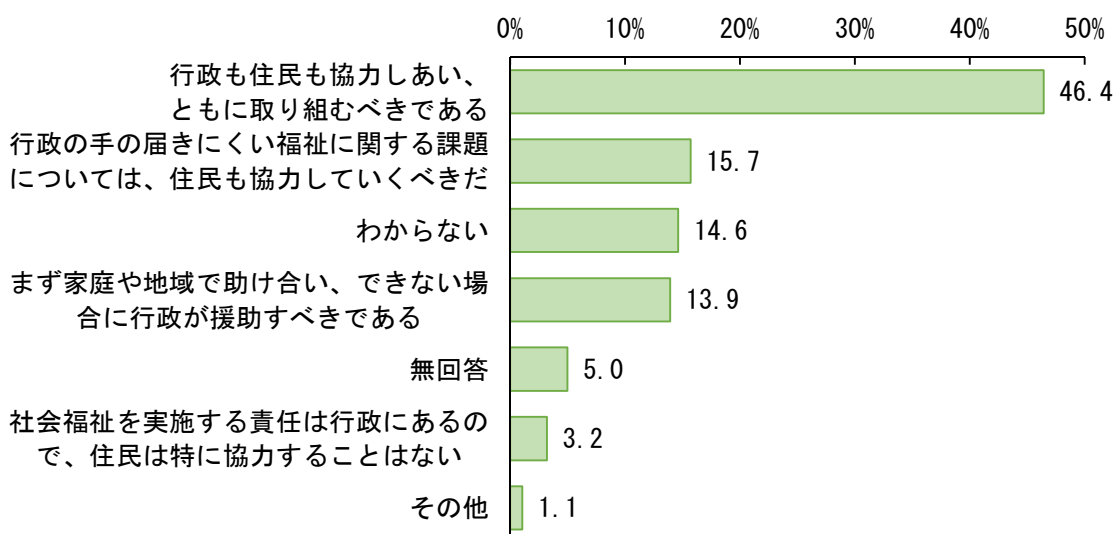
② 福祉に関する情報の入手方法について

福祉に関する情報をどのようにして入手したいかについては、「伯耆町の発行する広報誌やパンフレットから」が51.4%と最も多く、次いで「伯耆町のホームページから」が29.3%となっています。



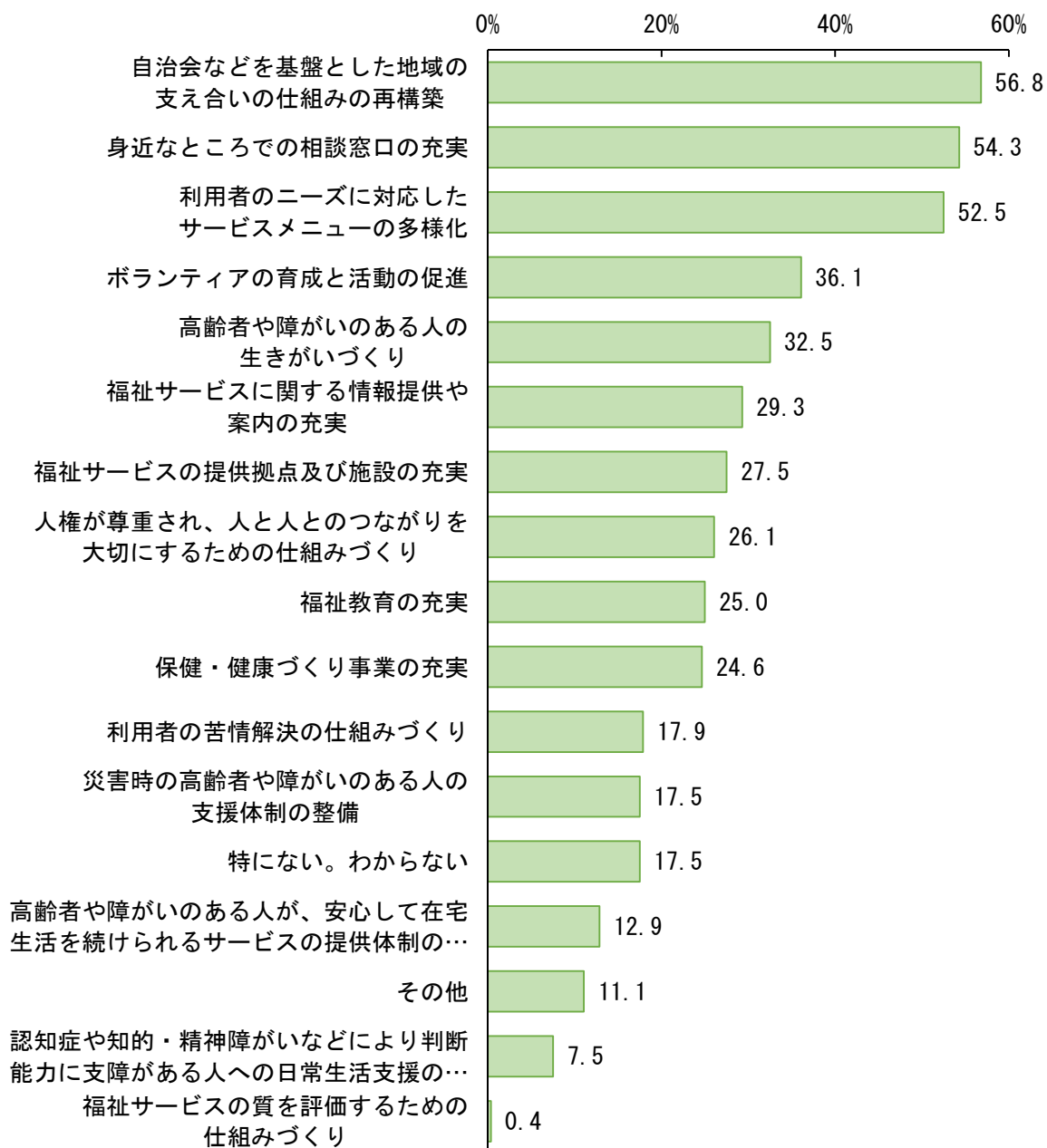
(9) 福祉サービスの充実について

福祉サービスを充実させていくうえでの行政と地域住民の関係については、46.4%の人が「行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」と答えています。



(10) 伯耆町の福祉の基盤整備などのために優先して取り組むべき施策

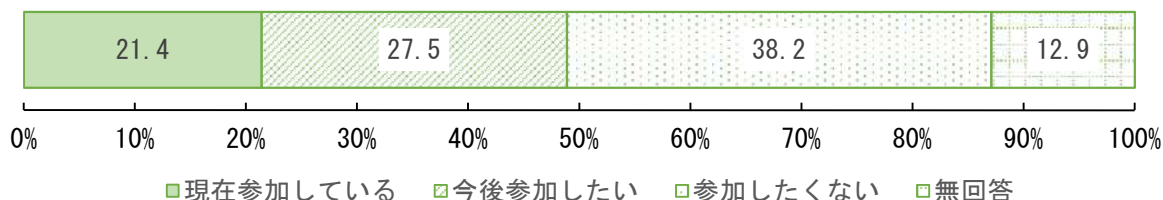
伯耆町が優先的に取り組むべき施策については、「自治会などを基盤とした地域の支え合いの仕組みの再構築」が56.8%と最も多く、次いで「身近なところでの相談窓口の充実」が54.3%、「利用者のニーズに対応したサービスメニューの多様化」が52.5%の順となっています。



(11) ボランティア活動について

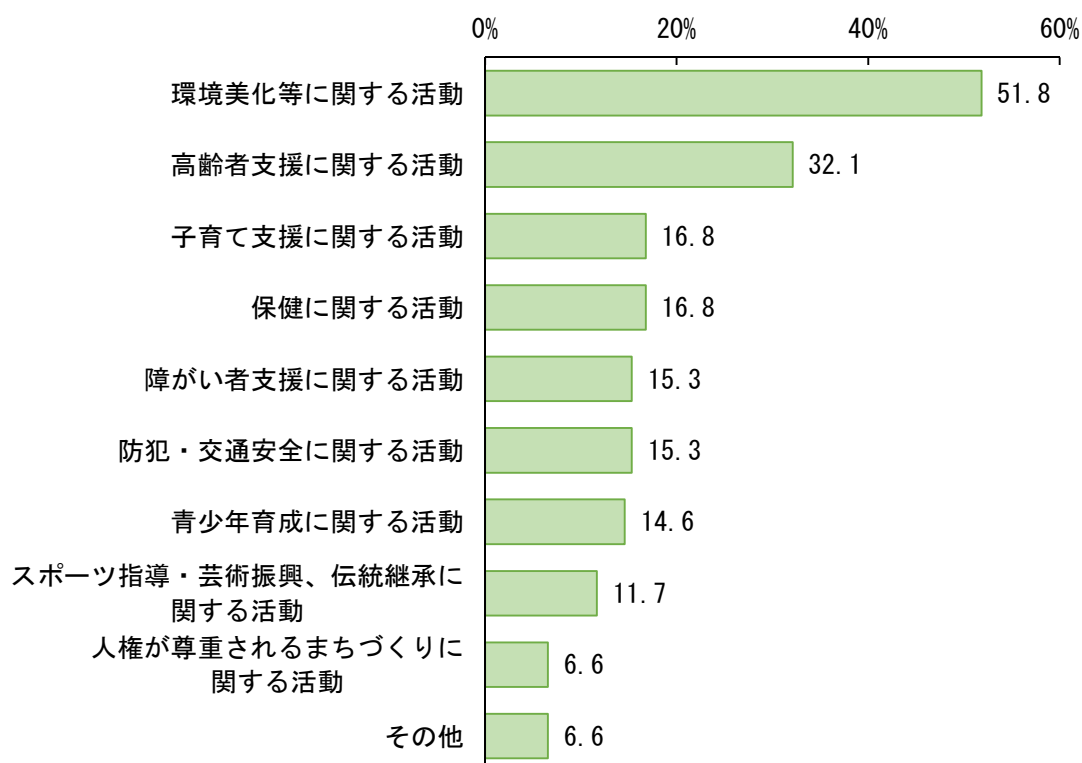
① ボランティアや地域の活動への参加について

ボランティアや地域の活動への参加については、38.2%の人が「参加したくない」と答えていますが、「現在参加している」と「今後参加したい」を合わせると48.9%の人が活動への参加意欲があることがわかります。



② 参加している、参加してみたいボランティア活動

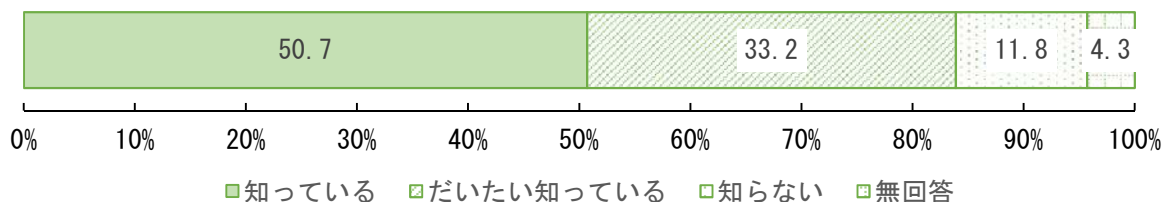
「現在参加している」、「今後参加したい」と答えた人が参加している、参加してみたいボランティア活動については、「環境美化等に関する活動」が51.8%と最も多く、次いで「高齢者支援に関する活動」が32.1%となっています。



(12) 災害時の備えについて

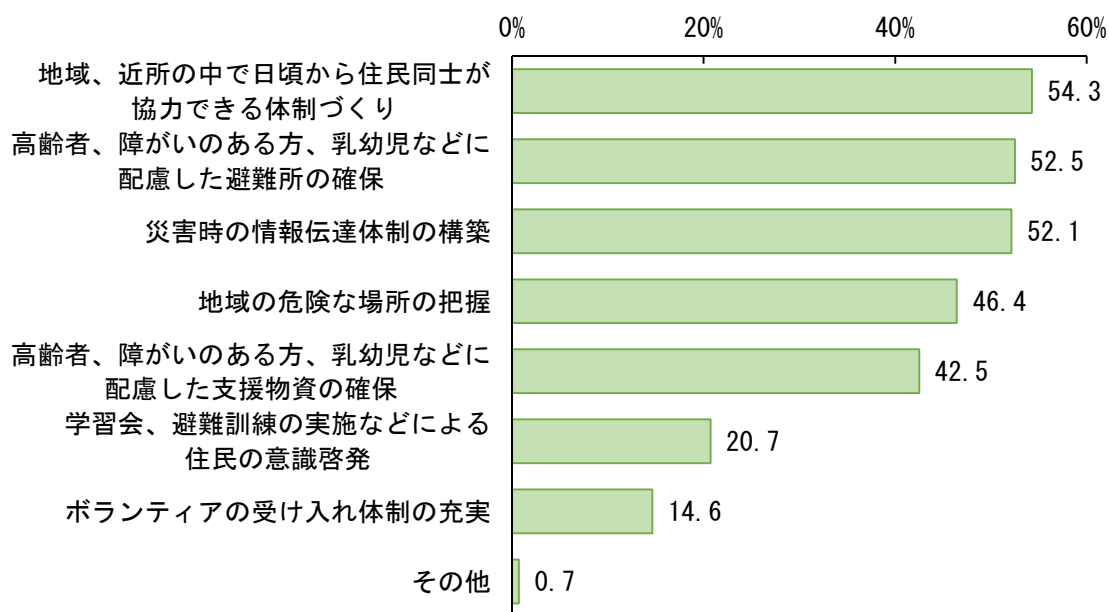
① 避難場所の認知度について

地震などの災害にあった場合の避難場所については、50.7%の人が「知っている」と答えています。



② 災害時に備えて、支援が必要な人に対し取り組むべき対策

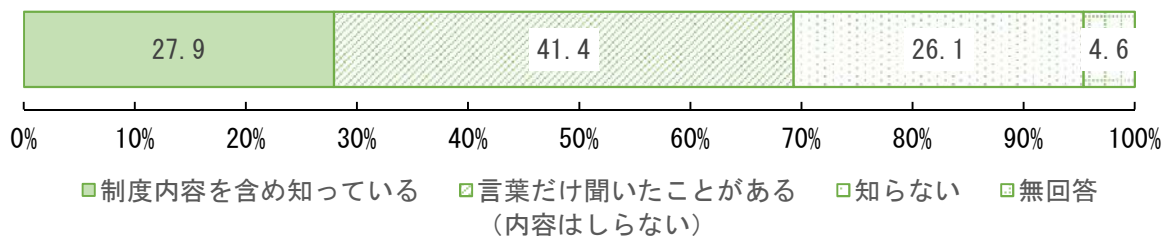
災害時に備えて、支援が必要な人に対し取り組むべき対策については、「地域、近所の中で日頃から住民同士が協力できる体制づくり」が54.3%と最も多く、次いで「高齢者、障がいのある方、乳幼児などに配慮した避難所の確保」が52.5%となっています。



(13) 成年後見制度について

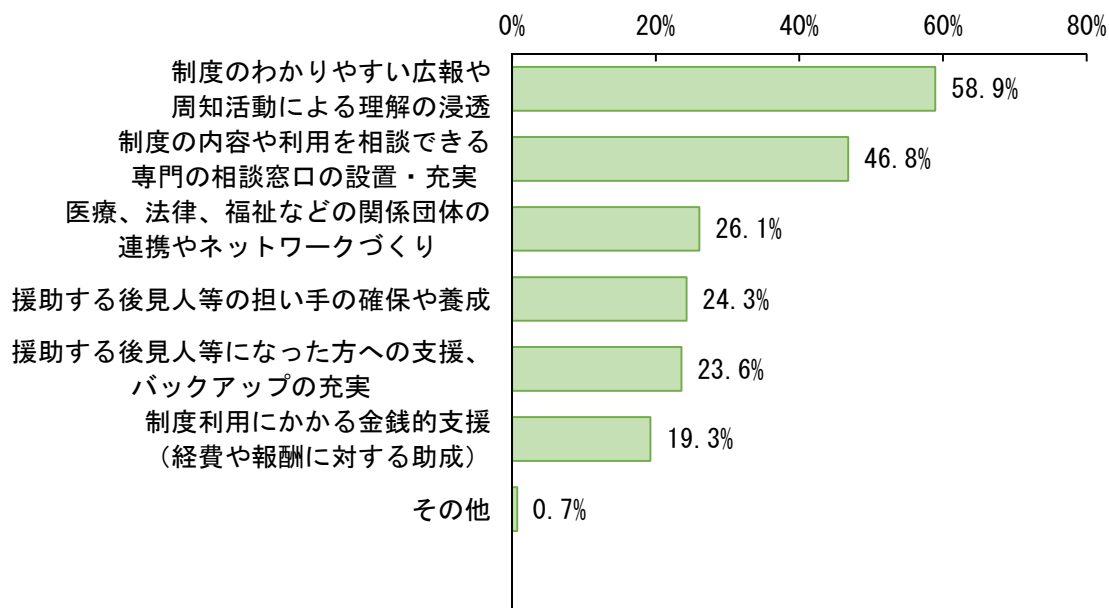
① 成年後見制度の認知度について

成年後見制度については、「言葉だけ聞いたことがある」と答えた人が41.4%となっています。



② 成年後見制度の利用促進・充実を図っていくために必要な施策

成年後見制度の利用促進・充実を図っていくために必要な施策については、「制度のわかりやすい広報や周知活動による理解の浸透」が58.9%と最も多く、次いで「制度の内容や利用を相談できる専門の相談窓口の設置・充実」が46.8%となっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

地域福祉の推進は、地域で生活するすべての人が安心して生活できるまちを実現することをめざすものです。そのためには、地域の人々が互いに協力し合い、様々な課題を解決していくことが必要となります。

この計画では、第3次伯耆町総合計画におけるまちづくりの基本方針に基づき、様々な福祉課題に対して、地域住民や地域の多様な主体が、地域の課題の解決に『我が事』として参画し、地域の人や資源が『丸ごと』つながることで幸せな地域を目指す「地域共生社会の実現」の実現に向けて、次の基本理念を掲げます。

【基本理念】

住民主役の誰もが安心して暮らせるまちづくり

2. 基本目標

この計画では、基本理念「住民主役の誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けて、次の3つの基本目標を柱に、取り組みを推進します。

基本目標1

安心して暮らせる仕組みづくり

複雑で多様化・深刻化する地域の課題に対し、困っている人が、行政や専門機関などいつでも相談ができ、必要な支援を受けることができる仕組みづくりに取り組みます。

基本目標2

支え合いの地域づくり

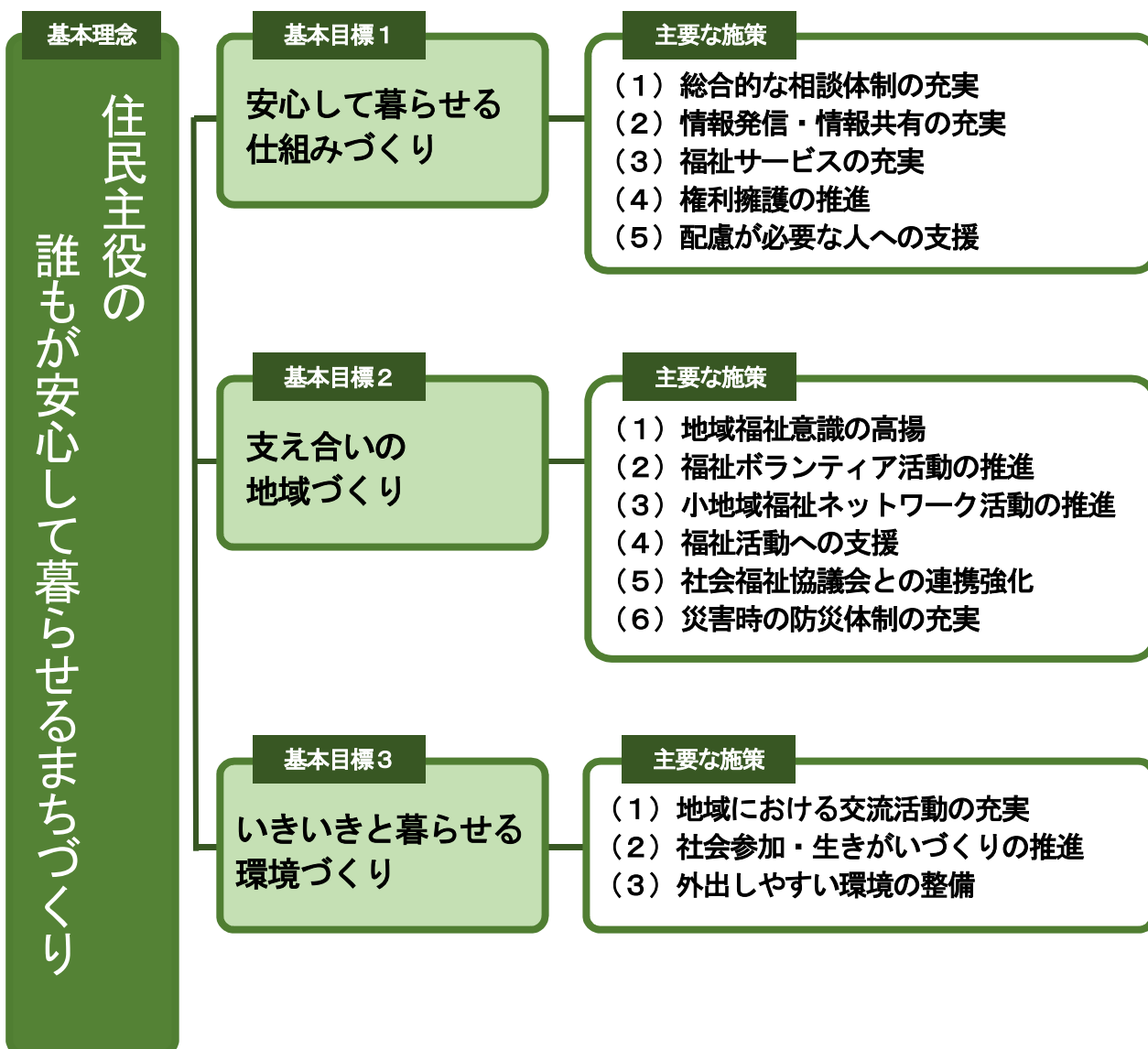
多様化する住民の生活課題を解決するため、住民と社会福祉協議会をはじめとする福祉に関する団体と行政が協働し、支え合いの意識にあらわれた地域づくりを行います。

基本目標3

いきいきと暮らせる環境づくり

一人ひとりが世代や背景を超えてつながり、支え合い、助け合いながら暮らすことのできる、「地域共生社会」の実現を目指し、地域の中でいきいきと暮らせる環境づくりを進めます。

3. 計画の体系



第4章 施策の展開

基本目標1 安心して暮らせる仕組みづくり

(1) 総合的な相談体制の充実

現状と課題

- 福祉や生活に関する相談窓口としては、役場の窓口や保健師、民生委員・児童委員、子育て世代包括支援センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会などが対象者や相談内容に応じ、各々の窓口において相談事業を行っていますが、多くの問題を抱えた家族等の場合、1つの機関のみでは十分な対応ができないことも考えられます。
- 今後は、複数の困りごとを抱える方を連携して支援する庁内や関係機関等との連携体制の確立、充実が必要です。

施策の方向性

- 庁内や関係機関等との連携体制を構築し、総合的な相談体制の充実を図ります。
- 各分野、相談窓口で人材の育成や相談スキルの向上に努めます。
- 誰もが気軽に相談できる窓口を目指すと共に、相談から浮き彫りにされる福祉ニーズの把握に努めます。
- ニーズや課題を検討し解決できるような仕組みを目指します。
- 複合的な課題を抱える世帯・生活困窮者・制度の狭間にある人たち等、対象者横断の支援に取り組みます。

期待される役割

◆ 個人や地域で取り組んでほしいこと

- 困ったことが起きたときには、一人で抱え込んだり、家族だけで解決しようとしたりせず、身近な人や相談窓口を利用しましょう。
- 子どもや障がい者、高齢者への虐待、DVなどの話を見聞きしたときは、民生委員・児童委員や町、社会福祉協議会の相談窓口へ連絡しましょう。
- 困りごとや悩みごとを抱えている人がいたら、相談するよう伝え、民生委員・児童委員や町、社会福祉協議会の相談窓口を紹介しましょう。

◆ 社会福祉協議会が取り組むこと

- 地域での生活課題に対応した相談体制の充実を図ります。
- 社会福祉協議会が実施するそれぞれの事業の中で、個々の相談に適切に対応していきます。
- 複合的な相談については、多角的に事業を実施している強みを活かして、社会福祉協議会内や行政をはじめとした関係機関と連携して包括的な対応を図ります。

◆ 町が取り組むこと

- 各分野の相談窓口の周知を図ります。
- 様々な相談内容に対応できるよう、庁内各課、関係機関等との事例情報の共有化、支援方法の検討等を行い、速やかな情報発信、連携体制の充実を図ります。
- 各種研修への参加等により、職員の相談対応のスキルアップに努めます。

具体的な施策

施策名	内容
分野別相談窓口の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各分野で高度化、多様化する福祉相談に的確に対応するため、必要な相談窓口を整備するとともに、各窓口で利用者の立場に寄り添える相談体制を推進します。 ◆ 様々な相談内容に対応できるよう各種研修への参加等により職員のスキルアップを図り、分野別相談窓口の強化を図ります。
相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 支援を必要とする人が、必要な時に、必要な相談窓口につながるができるように、各相談窓口が住民に充分浸透するよう効果的な周知を行います。
相談窓口の連携	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各分野で整備される様々な相談窓口間で円滑な連携を図り、複合的な地域生活課題に支援機関が連携して対応できる体制を構築していきます。
地域における総合相談・支援体制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域における相談体制の充実を図るため、身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動を支援します。

(2) 情報発信・情報共有の充実

現状と課題

- 福祉サービスに関する情報は、広報誌、ホームページ、防災行政無線、ケーブルテレビをはじめ、各種窓口や関係機関を通じて提供されています。
- 困りごとを抱えている人の中には、広報誌等の書類を見るのが面倒等の理由でサービス情報を知らない人もいます。
- アンケートでは、自分にとって必要な福祉サービスの情報を入手できている人の割合が20%程度と低くなっています。

施策の方向性

- 福祉サービスに関する情報が、それを必要とする人に確実に届くように、様々な情報発信ツールを活用します。
- 福祉サービスに関する情報内容は、きめ細かく、かつ分かりやすいものとなるように工夫します。
- 行政から住民への一方的な情報発信だけでなく、民生委員・児童委員や住民等から提供される身近な情報の共有を図ります。
- 地域福祉活動の理解に向け、知識を深めるための情報の収集や提供を強化します。

期待される役割

◆ 個人や地域で取り組んでほしいこと

- 福祉に関する情報を町や社会福祉協議会の広報誌、ホームページ等から収集しましょう。
- 福祉サービスに関する情報を、地域で共有するよう努めましょう。

◆ 社会福祉協議会が取り組むこと

- 広報誌やホームページ、チラシ等を活用し、定期的な情報発信に努めます。
- SNS を活用した情報発信・情報共有を検討します。
- 地域福祉活動の理解に向け、知識を深めるための情報の収集や提供を強化します。

◆ 町が取り組むこと

- 福祉サービスの利用者の立場から見た、わかりやすいサービス情報の提供に取り組みます。
- 情報の周知を図るために、様々な情報発信ツールの利用を検討・推進します。
- 地域課題やニーズの把握に努めます。

具体的な施策

施策名	内容
わかりやすい福祉情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 支援を必要とする人や福祉サービスを利用する人が、必要とする情報を得ることができるよう、分かりやすくきめ細やかに情報を提供します。 ◆ 必要な人が必要な情報を適切に選択できるよう、広報誌やホームページをはじめ様々な情報発信ツールを活用し、わかりやすい情報提供に努めます。
情報手段の効果的な活用	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 支援を必要とする人が、必要なときに、必要とする福祉情報を得ることができるよう、広報誌やホームページ等を活用し情報を提供します。 ◆ SNS等、利用しやすいツールの活用を検討していきます。
身近なところでの情報共有の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 民生委員・児童委員等への情報提供を強化し、地域での情報提供・共有体制の強化を図ります。 ◆ 地域へのアウトリーチと連携による情報収集・提供体制を強化します。

(3) 福祉サービスの充実

現状と課題

- サービスの内容を知らないために利用につながらない場合や、本人の意識や家庭の事情等により、サービスの利用についての相談や申請ができないことがあります。
- 福祉サービスを有効に活用できるように、サービスを利用すべき人が、適切に利用できる仕組みづくりが大切です。

施策の方向性

- 福祉サービスを必要とする人が、内容を正しく理解して適切な支援計画に基づき利用できるように体制を整えます。
- 高齢者、障がい者、子育て支援といった福祉分野の個別計画に基づき、福祉施策を推進します。

期待される役割

◆ 個人や地域で取り組んでほしいこと

- 福祉サービスについての知識を深めましょう。
- 知りたいこと、必要なこと等は何でも相談しましょう。
- 利用できる福祉サービスについて、適切に利用しましょう。

◆ **社会福祉協議会が取り組むこと**

- 介護保険サービス、障がい者サービス等の公的制度の推進に取り組みます。
- 公的制度外のインフォーマルサービスの周知、利用促進を行う等、関係機関と連携しながらサービスの推進に取り組みます。
- 新たな在宅福祉サービスの開発に向け、実施体制や課題を検証しながら取り組みます。

◆ **町が取り組むこと**

- 福祉的な支援が必要な人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう福祉サービスの充実を図ります。
- 福祉サービスの質の確保を図ります。

具体的な施策

施策名	内 容
インフォーマル（制度外）サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 民生委員・児童委員に適切な情報提供を行い、福祉サービスの情報の周知を図ります。 ◆ 配食サービス等による見守り・訪問活動等を継続します。 ◆ 地域住民や地域組織による自主的な活動が実現するよう支援します。
利用者ニーズに応じたサービスづくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 利用者ニーズに応じてサービスの新設、見直しを検討していきます。 ◆ マネジメント機能を強化し、一人ひとりに応じたサービス提供を推進します。
介護・福祉・生活支援サービスの充実と質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 個別計画に基づき、関係機関と連携してサービスの提供体制の充実に取り組みます。 ◆ 適切なサービス提供が行われるように事業所の指導や苦情解決等に取り組みます。 ◆ サービスの質の向上を図るため、人材の育成に努めます。

(4) 権利擁護の推進

現状と課題

- 認知症や知的、精神障がい等により、判断能力が不十分な方は、契約行為ができないといった理由で福祉サービスが受けられない状況となったり、詐欺等の消費者被害に遭ったりするおそれもあります。
- 誰もが、権利を侵害されることなく、最大限に意思が尊重され、地域で自立した生活が送れるよう権利擁護や意思決定支援、成年後見制度利用の枠組みの整備が必要です。
- 虐待を発見したときはすぐに窓口に通報や相談をするという意識を高めつつ、虐待を未然に防ぐため、地域での虐待の早期発見や虐待防止に取り組む必要があります。

施策の方向性

- 虐待の防止、早期発見や早期解決が図れるよう、関係機関の機能や連携を強化します。
- 成年後見制度や虐待防止をはじめとする権利擁護に関する各制度を必要な方が利用できるよう、周知や利用支援に取り組めます。

期待される役割

◆ 個人や地域で取り組んでほしいこと

- 高齢者や障がい者、子どもたちが不安や悩みがなく安心して生活できる環境をつくりましょう。
- 地域で高齢者や障がい者、子どもたちを温かく見守り、異変に気づいたら行政や民生委員・児童委員に相談しましょう。
- 虐待について正しく理解し、虐待が疑われる場合はためらわず通報しましょう。

◆ 社会福祉協議会が取り組むこと

- 権利擁護事業の推進に向け、関係機関と連携しながら周知を図ります。
- 権利擁護事業の実施者として、利用者を適切に支援します。

◆ 町が取り組むこと

- 判断能力が不十分な方の権利を守るため、町長による後見開始の申立て等により成年後見制度利用を支援します。
- 高齢者、障がい者、子どもの虐待防止に向けた取り組みを強化します。
- 地域福祉の視点から、人権教育や男女共同参画の取り組みを推進します。

具体的な施策

施策名	内容
権利擁護、成年後見制度の周知と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 関係機関と連携し、制度の普及啓発を図り、制度の利用につなげます。 ◆ 必要に応じて、成年後見町長申し立てや成年後見人報酬助成を行います。 ◆ 成年後見制度の利用促進のため、専門職による専門的助言等の確保や広報・相談支援等の中核的な機能を担う機関を設置します。
虐待の未然防止と早期発見、早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高齢者、障がい者や子どもに対する虐待の防止に向け、住民への意識啓発を行います。 ◆ 関係機関等との連携や情報共有を図りながら、早期発見・早期対応して事件・事故の未然防止に努めます。
人権教育・男女共同参画の取り組み推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ お互いの人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他者の人権を十分尊重した行動が取れるように人権教育・人権啓発を推進します。 ◆ 家庭生活や地域での社会活動に男女が対等に参画することができるよう取り組みを推進します。 ◆ 心のバリアフリーにつながる取り組みの推進により地域住民が支え合う理念の周知を図ります。

(5) 配慮が必要な人への支援

現状と課題

- 暮らしにおける人と人とのつながりが弱まることで、社会的に孤立し、困りごとを抱えていても誰にも相談できず、課題が深刻化してしまうケースが増えています。
- 子どもや高齢者を狙った犯罪が多発しています。
- サービスを利用すべき人を早期に発見して、サービスを受けるべき立場であることを伝える取り組みや、サービスを利用するための手続きをやすくする取り組みが必要です。
- 何らかの生活課題を抱えても、誰もが安心して日常生活を営むことができるセーフティネットの充実が必要です。

施策の方向性

- 配慮や支援が必要な人が地域から孤立することなく、必要な支援が受けられるよう関係者間で情報を共有し取り組みを行います。

- 生活困窮者の支援に関し、関係各機関との情報共有に努め、支援体制の連携強化に努めます。
- 高齢者や障がい者、子どもたちを見守るため、見守り活動や注意喚起のための声かけ、防犯情報の提供等、地域が連携した支援体制の充実を図ります。
- 様々な悩みから自死を選択されないよう、お互いの悩みに気づき支え合える地域づくりを目指します。

期待される役割

◆ 個人や地域で取り組んでほしいこと

- 地域の住民同士であいさつを交わしたり、お互いに関心を持ち、顔の見える関係づくりをしましょう。
- 地域に関心を持ち、近所にどのような人が暮らしているか把握しましょう。
- 地域での見守り、声かけ活動を推進しましょう。

◆ 社会福祉協議会が取り組むこと

- 町や関係機関と連携し、生活困窮者に対する取り組みを推進します。
- 配慮が必要な人が発見できる地域づくりを推進していきます。

◆ 町が取り組むこと

- 相談をためらわず、遠慮なく関係機関に相談できるよう啓発を図ります。
- 配慮を必要とする人が適切な支援を受けられるよう、サービスを利用すべき人を早期に発見し、サービス利用につなげます。
- 不審者情報、消費者被害に関する情報の周知を図ります。

具体的な施策

施策名	内容
地域社会からの孤立の防止	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 引きこもり、障がい、ひとり暮らし、ひとり親等についてそれぞれの相談窓口の体制を強化し、当事者意識に立ちながら、対象者が地域社会との繋がりが保てるよう支援していきます。 ◆ 友愛訪問等のアウトリーチを通して、配慮が必要な人を早期に発見し、必要な支援策に結び付けます。 ◆ サロン活動や支え愛マップづくりを通じて、地域づくりを推進していきます。
貧困等で生活が困難な人の生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自立した生活が困難に陥っている人を、地域や関係機関と連携して把握し、自立や就労に向けた相談や金銭的支援を行います。

自死予防の推進	◆ 相談体制を強化するとともに、精神疾患やメンタルヘルスについての普及啓発を行い、地域における心の健康づくり推進体制の整備を行います。
子どもの安全の確保	◆ 登下校時の犯罪や事故防止のため、スクールガードリーダーの配置等により、子どもたちの安全を見守ります。
消費者被害の防止	◆ 被害発生情報を速やかに周知するとともに、消費生活相談の解決に向けた助言を行います。 ◆ 相談内容により、他の相談窓口との連携を図ります。

■ 基本目標 1 の成果を図る主な評価指標

評価指標	現 状 (令和3年度)	目 標 (令和8年度)
相談機関ネットワーク会議の開催回数	未実施	年2回
福祉サービスに関する情報の入手状況 「十分できている」、「まあまあできている」と回答した割合	20%	増加
町の福祉施策に対する満足度 「満足している」、「ある程度満足している」と回答した割合	45%	増加
成年後見制度の認知度 「制度内容を含め知っている」と回答した割合	27.9%	増加

基本目標 2 支え合いの地域づくり

(1) 地域福祉意識の高揚

現状と課題

- 支え合いの地域づくりを推進するためには、地域の状況を知るとともに、福祉に対する理解と関心を深めてもらうことが重要になります。
- 地域福祉活動を活性化し、地域住民の参加を促進していくためには、活動を担う人材の育成、人づくりが重要です。
- 世代間交流や障がい者との交流等に対して町民の意識啓発に努めるとともに、学校教育において、早期からの福祉教育の実施が大切です。

施策の方向性

- 地域共生社会とは何か、地域福祉とは何か、地域で支援が必要な人はどのような人か、どのような支援が求められているか等の情報を提供し、考えるきっかけづくりを推進します。
- 地域での支え合いや助け合いの意識を育むため、子どもの頃からの年齢・発達に応じた福祉教育を推進します。

期待される役割

◆ 個人や地域で取り組んでほしいこと

- 地域の現状や課題について考えてみましょう。
- 福祉について学んだことを、家庭に持ち帰って家族で話してみましょう。
- 地域の福祉活動、行事等に関心を持ち、積極的に参加しましょう。

◆ 社会福祉協議会が取り組むこと

- 学校や地域において福祉教育を実施し、地域福祉意識の高揚を図ります。
- 交流事業や交流の場所づくりに取り組みます。

◆ 町が取り組むこと

- 地域共生社会や地域福祉についての普及啓発を行います。
- 福祉意識を高めるため、福祉教育の充実を図ります。

具体的な施策

施策名	内容
福祉教育・福祉体験活動の推進	<ul style="list-style-type: none">◆ 学校や地域と連携し、福祉教育や福祉ボランティア体験イベントを実施します。◆ 住民が参加しやすい活動づくりやコーディネートを推進します。

	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域福祉への理解を深め、協働する意識を高めるため、ふくしの集い等の福祉啓発イベントを開催します。
地域福祉についての意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障がいの特性や障がいがある人への必要な配慮を正しく理解するための意識啓発を図ります。 ◆ 認知症に関する正しい知識の普及啓発に努めます。 ◆ 地域福祉に関する番組を制作・放送し、意識啓発を行います。

(2) 福祉ボランティア活動の推進

現状と課題

- 地域では様々な福祉ボランティア団体が活動していますが、担い手不足や高齢化などの課題も多くあります。
- 新たな担い手の発掘・育成や自主的に参加できるきっかけ、活動の場など環境づくりが重要です。
- 地域全体で子どもたちを育てていく環境を構築していくため、全小中学校に学校支援コーディネーターを配置し、学校と連携した地域住民による学校支援ボランティア活動を展開しています。
- 活動したいと考えている人を、ボランティア等の各種団体活動へつなげていくために、参加しやすい活動や十分な情報提供等を進めていくことが重要です。

施策の方向性

- 住民同士の自主的な支え合い活動の発展を目指し、担い手の発掘・支援を積極的に行っていきます。
- 幅広い世代が地域の福祉活動に参加できる仕組み作りに取り組むとともに、ボランティアの育成を図ります。
- ボランティア活動の情報発信・共有を積極的に進めます。

期待される役割

◆ 個人や地域で取り組んでほしいこと

- ボランティア活動に関心を持ちましょう。
- 身近なボランティア活動、地域活動に参加してみましょう。
- 身近な人にボランティア活動、地域活動への参加を呼びかけましょう。

◆ 社会福祉協議会が取り組むこと

- 福祉ボランティアセンターの機能の充実を図ります。

- 福祉ボランティアのニーズ把握に努め、活動者の意向を確認しながら実働的なボランティアセンターの運営を目指します。

◆ 町が取り組むこと

- 社会福祉協議会が実施するボランティア推進事業を支援します。
- ホームページやケーブルテレビ等を活用し、ボランティアに関する情報提供に取り組みます。

具体的な施策	
施策名	内容
ボランティアセンターの充実とネットワークづくり	◆ 福祉ボランティアに関する関係団体・個人との連携を強化し、福祉ボランティアセンターの機能の充実を図ります。
ボランティア活動の周知・啓発	◆ ボランティアに関する情報の収集と発信を行います。 ◆ ボランティア活動を担う人材の発掘、育成を行います。 ◆ ボランティア活動報告や参加者募集等の情報提供を行います。
継続的な取り組みへの支援	◆ 継続的な活動で何らかの効果が期待できるボランティア活動は、維持・発展できるよう環境を整えていきます。 ◆ 住民のニーズや意欲をふまえた多様な福祉ボランティア講座の開催を検討します。 ◆ 福祉ボランティアのコーディネート機能の強化を図ります。

(3) 小地域福祉ネットワーク活動の推進

現状と課題

- 地域の連帯感が希薄化している地域や、地域の福祉力が低下し支援が必要な人が孤立している地域があります。
- 一方で、人間関係も濃厚でお互いの助け合いの関係が期待できる地域もあります。
- 地域での支え合い活動を推進するため、住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域福祉活動へ参画していく必要があります。

施策の方向性

- 地域の実情や特性を踏まえ、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成等を推進します。
- 小地域福祉ネットワークが地域福祉を構成する関係団体と効果的な連携ができるよう必要な支援を行います。

期待される役割

◆ 個人や地域で取り組んでほしいこと

- 地域の活動に積極的に参加し、地域に住む人と人の絆づくりに努めましょう。
- 困りごとを抱える人に気づき、必要な支援につなぎましょう。
- 気づいた困りごとについて、話し合える地域をつくりましょう。
- 解決できない具体的な課題は、町に相談しましょう。

◆ 社会福祉協議会が取り組むこと

- 小地域福祉ネットワーク活動の推進を図ります。
- 新たな支え合いの構築に向け、地域課題の発見と共有に努め、必要な支援につなげます。

◆ 町が取り組むこと

- 地域での具体的な困りごとについて、解決策を話し合う場を設定します。
- 生活支援体制の整備に向けて、地域課題の発見と共有に努め、必要な支援につなげます。
- 地域福祉活動の担い手の育成を進めます。

具体的な施策

施策名	内容
支え合い活動の推進	<ul style="list-style-type: none">◆ 地域の絆づくりにつながる住民参加の事業の開催を支援します。◆ 自治会、福祉委員と協働し、地域おける福祉活動への理解と推進に取り組みます。

<p>小地域福祉ネットワーク活動の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小地域福祉ネットワーク活動の基礎となる自治会活動の支援を行います。 ◆ 住民が地域福祉を「我が事」として考え、行動できるように働きかけます。 ◆ 地域へのアウトリーチ活動を推進し、地域課題の把握と解決に向けた検討を行います。
<p>地域福祉の担い手づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、地域や介護保険施設等においてボランティア活動を行う「介護支援ボランティア」を養成します。 ◆ 地域福祉活動に、住民が担い手として参加できるきっかけづくりを推進します。 ◆ 講座や研修会を通じて、地域福祉活動を展開できる人材を育成します。

(4) 福祉活動への支援

現状と課題

- 地域福祉を推進していくためには、既存の団体やボランティアの活動を推進していくことが大切です。担い手の不足や、情報の不足、活動資金の不足等の課題もあり、これらへの支援が必要であるといえます。
- 地域福祉活動においては、自治会、ボランティア団体、民生委員・児童委員、福祉委員等の相互理解・連携等、横のつながりが重要です。

施策の方向性

- 地域で福祉活動を行っている個人や既存の団体の支援を行いながら、新たな担い手を育成する事を通じて地域福祉の協力者を増やすことを目指します。
- 高齢者、障がい者や子育て世代等の当事者組織の活動の支援を行いながら、地域の活動団体等とともに連携を強化し、みんなで協力してより良い地域福祉を創っていくことを目指します。

期待される役割

◆ 個人や地域で取り組んでほしいこと

- 各種団体の役割、活動内容に理解を深めましょう。
- 民生委員・児童委員、区長やボランティア団体等の活動に興味や関心を持ちましょう。
- ボランティア活動をしている人や団体に協力しましょう。
- 自分自身の知識や経験を地域福祉活動に活かしましょう。

◆ **社会福祉協議会が取り組むこと**

- 各種福祉団体の組織化・支援活動の推進に向け、自主的な展開が図れるよう支援していきます。
- 福祉委員活動やサロン活動等が地域で積極的に行われるよう、活動を支援します。

◆ **町が取り組むこと**

- 地域で活動する団体へ活動費等の支援を行います。
- 活動団体の役割・活動内容の情報を提供します。

具体的な施策

施策名	内 容
各種福祉活動団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の実情に応じ自主的に活動する様々な活動団体の活動を支援することにより、支え合いの地域づくりを推進します。 ◆ 各種団体の研修活動を推進し、活動の活性化を図ります。 ◆ 各種団体の事務局を担うとともに、自治会や福祉団体の活動資金を助成します。
団体間の交流・連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 一体的な地域福祉活動が展開できるように、各種団体間の交流や連携の促進を図ります。 ◆ 連絡会や研修会を通じて、活動に関する情報共有や連携を図ります。
福祉活動情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 福祉活動への理解・認識を深めるため、福祉活動団体に関する情報の提供を行います。 ◆ 地域福祉の担い手や専門機関の活動を支援するため、必要な情報の収集を行うとともに、積極的な情報提供に取り組みます。

(5) 社会福祉協議会との連携強化

現状と課題

- 社会福祉協議会は、地域福祉の推進・調整役として大きな役割を担っています。
- 町と社会福祉協議会が互いに連携を強化し、地域福祉活動の活発化に向けた取り組みを進める必要があります。

施策の方向性

- 地域福祉の一翼を担う社会福祉協議会と町が連携を図り、それぞれが行っている施策をより効果的に展開していくため、互いに協力して地域福祉を推進します。

- 支え合いの地域づくりを推進するため、住民主体を基本としながら、取り組みを進めます。

期待される役割

◆ 個人や地域で取り組んでほしいこと

- 社会福祉協議会の活動を知り、福祉事業に参加しましょう。

◆ 社会福祉協議会が取り組むこと

- 町と連携した事業の推進体制の確立、充実を進めます。
- 社会福祉協議会の目標や活動に対する理解を進めます。
- 地域の課題を把握し、協働して支え合いの体制づくりを推進します。
- 運営基盤の強化を図るため、会員の拡大に努めます。

◆ 町が取り組むこと

- 社会福祉協議会と連携した事業の推進体制の確立、充実を進めます。
- 社会福祉協議会への財政支援を行い体制の強化に努めます。

具体的な施策

施策名	内容
社会福祉協議会へ活動支援と連携強化	◆ 地域福祉の推進に向けて、社会福祉協議会との連携強化及び活動支援を行います。
住民と社会福祉協議会の協働による福祉的課題の検討	◆ 住民と社会福祉協議会が事業を通して地域の福祉的課題を共有し、どのように解決していくのか一緒に考えて考える場を設けます。
社会福祉協議会の基盤強化	◆ 人材育成、確保、定着により、組織力・専門性を高めます。 ◆ 会員の拡大や収益事業等による財源確保に努めます。

(6) 災害時の防災体制の充実

現状と課題

- 災害が発生した際に被害を最小限に抑えるためには、まず地域に暮らす人々が互いに協力し合うことが最も効果的です。
- 配慮が必要な人の自主避難が速やかに行われるよう、地域ぐるみの防災体制づくりが求められます。

施策の方向性

- 行政、地域住民、関係団体が連携し、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等を円滑に行うことができる体制整備を促進します。
- 配慮や支援が必要な人が地域で速やかな支援を受けられるよう、災害時要援護者台帳の登録を推進します。

期待される役割

◆ 個人や地域で取り組んでほしいこと

- 配慮や支援が必要な人を地域で把握し、普段からの見守りと災害時には避難行動の支援を行いましょう。
- 地域での支え合い、助け合いが行われるよう意識啓発や地域組織へ参加しましょう。

◆ 社会福祉協議会が取り組むこと

- 災害時における協働体制づくりに向け、平時から地域住民や関係機関との連携に努めます。
- 災害時のボランティアセンターの機能強化を図ります。

◆ 町が取り組むこと

- 災害時要援護者台帳への登録及び避難支援等を行う支援者の登録を促進します。
- 福祉避難所の整備及び確保を行います。
- 自主防災組織の機能強化、防災力の向上を図る事業を支援します。
- 防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図ります。

具体的な施策

施策名	内容
災害時要援護者台帳制度の周知、推進	<ul style="list-style-type: none">◆ 災害時要援護者台帳制度について、区長協議会等で周知します。◆ 整備した災害時要援護者台帳は関係行政機関、自治会等で情報共有を図ります。

避難所等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 要配慮者が安心・安全に避難所生活を送るための福祉避難所を指定します。 ◆ 避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めます。 ◆ 町営住宅にり災時等対応居室を確保します。
自主防災組織への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自主防災活動で必要となる物品購入や設備更新に対して支援を行います。 ◆ 自主防災組織に対して防災に関する情報提供や指導を行います。
防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害時に住民が落ち着いた避難行動をとれるよう、避難訓練等の防災訓練を実施します。
災害ボランティアセンターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平時の地域組織との繋がりや連携を図りながら、実際の災害を想定した災害ボランティアセンターの整備を図ります。 ◆ 災害支援に取り組むNPO等や全国各地の支援団体とのつながりを活かした被災者支援ができるよう、広域災害支援ネットワークとの連携を進めます。

■ 基本目標 2 の成果を図る主な評価指標

評価指標	現 状 (令和3年度)	目 標 (令和8年度)
住民相互の協力関係についての認識 住民相互の自主的な協力関係が「必要だと思う」と回答した割合	66.8%	増加
ボランティアや地域の活動への参加意向 「現在参加している」、「今後参加したい」と回答した割合	48.9%	増加
伯耆町社会福祉協議会ボランティアセンターに登録している人数	44人	50人
介護支援ボランティア養成講座の受講者数	6人 (令和2年度)	20人
社会福祉協議会の会員数	一般会員 1,401 世帯 特別会員 25 企業・団体 賛助会員 4人	増加
災害時要援護者台帳登録者数	409人	増加

基本目標3 いきいきと暮らせる環境づくり

(1) 地域における交流活動の充実

現状と課題

- 誰もが支え合って生活していくためには、お互いを理解するきっかけとなる交流活動を推進していくことが必要です。
- 地域では、社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア、NPO等の様々な主体が、地域の福祉向上のために活動しています。活動をさらに活発にするためには、他の団体等との連携も大切です。

施策の方向性

- 地域で人が集まり、コミュニケーションが図られることで交流の場ができるよう、地域の住民や関係団体等が行う取り組みを支援します。

期待される役割

◆ 個人や地域で取り組んでほしいこと

- 地域の集いや交流の場等に行ってみましょう。
- 誰もが活動に参加しやすい雰囲気づくりを、地域全体で作みましょう。

◆ 社会福祉協議会が取り組むこと

- 地域の実情にあった居場所づくりの定着に向け取り組みます。
- 地域の実情を把握し、課題の発掘、新たな地域活動の展開につなげます。
- 各種団体と連携しながら、地域における見守り活動や集いの場の普及に取り組みます。

◆ 町が取り組むこと

- 交流の場の開催に向け、自治会や団体等の自主的な取り組みを支援します。
- 公共施設の適正な管理運営を行うとともに、交流の場としての有効活用を検討します。

具体的な施策

施策名	内容
交流の場、居場所づくり	<ul style="list-style-type: none">◆ 高齢者の介護を行っている人や子育て中の保護者等、同じ悩みを抱えている人同士が交流できる場の充実を図ります。◆ 障がい者の居場所づくりの推進を図るため、日中活動を支援する取り組みを行います。◆ 公共施設を有効に活用し、気軽に立ち寄ることができる場づくりに努めます。

	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交流拠点となる自治会公民館の整備や交流等の地域活動を支援します。 ◆ 福祉委員、老人クラブ等と連携し、気軽に楽しく、身近なところで参加しやすいサロン活動を実施します。
交流の機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障がい者の社会参加を進めるため、障がい者と学校や地域との交流活動を促進します。 ◆ 地域や各種団体と連携しながら、世代間を超えた交流とふれあいの場、地域住民が積極的に学びあう機会を提供します。 ◆ 地域とのつながりが希薄な人や地域活動に関わる機会が少ない人が参加しやすい交流の機会を設けます。

(2) 社会参加・生きがいつくりの推進

現状と課題

- 地域や社会とつながることにより孤独や孤立を防ぐため、高齢者や障がい者等の社会参加を進める必要があります。
- 介護が必要な状態とならないように高齢者が自ら積極的に社会参加するため、まめまめクラブ等の「通いの場」を設けるなど、地域での生きがいつくりに取り組めるよう支援していく必要があります。
- 生涯学習や就労など高齢者や障がい者等の知識や経験を活かし、生きがいを感じることでできる機会づくりが重要となっています。

施策の方向性

- 高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で生きがいをもって暮らし続けられるよう、支え合いの体制づくり、生きがい事業の推進を図ります。
- 生涯学習の場、就労の機会を提供することにより、高齢者や障がい者等の健康で生きがいのある生活づくりを支援します。

期待される役割

- ◆ 個人や地域で取り組んでほしいこと
 - 健康で生きがいのある生活を送るため、地域の様々な教室や活動に積極的に参加しましょう。
 - 自分の持つ技術や知識を地域活動や社会活動に活かしましょう。
- ◆ 社会福祉協議会が取り組むこと
 - 高齢者や障がい者等の社会参加や生きがいつくりに対する取り組みを推進します。

◆ 町が取り組むこと

- 高齢者や障がい者等の社会参加と地域での生きがいづくりを支援するため、生活支援体制の整備を推進します。
- 就業による社会参加を図るため、シルバー人材センターの活動を支援します。
- 高齢者が積極的に参加できるよう学習内容を充実させ、広く周知する等必要な施策を講じます。
- 障がいがあっても生きがいを持って社会参加できる仕組みづくりを推進します。

具体的な施策

施策名	内容
シルバー人材センターへの加入促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ シルバー人材センターの活動に対する支援を行い、高齢者の生きがいや健康及び地域福祉の推進を図ります。 ◆ 生きがいづくりと就労機会の拡大のため、シルバー人材センターの加入促進を図ります。
生活支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域における支え合い活動を推進することで、地域全体で高齢者・障がい者等の生活を支える体制づくりを推進します。
生きがいづくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障がい者の生きがいづくりを推進するため、就労支援体制等の充実を図ります。 ◆ 高齢者に生涯学習の場を提供することにより、健康で生きがいのある生活づくりを支援します。

(3) 外出しやすい環境の整備

現状と課題

- デマンドバスの運行や外出支援サービス等の実施により、地域住民の公共交通手段を確保しています。
- 高齢者や障がい者等の行動範囲を広げ、社会参加や健康づくりを進めるために、移動手段の確保等も大切です。
- 誰もが快適で暮らしやすい環境整備を推進するため、施設等のバリアフリー化を進める必要があります。

施策の方向性

- 高齢者や障がい者等の交通弱者に対する移動支援の充実を図ります。
- バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設整備を推進します。

期待される役割

◆ 個人や地域で取り組んでほしいこと

- デマンドバス、外出支援サービス等の利用方法を知り、有効に活用しましょう。
- バリアを感じている人の身になって考え、行動しましょう。

◆ 社会福祉協議会が取り組むこと

- 福祉有償運送事業等を実施し、要介護者や障がいのある方の外出を支援します。
- 地域共助型生活交通の実施について検討します。

◆ 町が取り組むこと

- 利用者のニーズ、実態に応じた運行形態の検討と見直しを行います。
- 公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、民間の取組みを支援します。
- 高齢者や障がい者等の交通弱者が必要としている移動支援の情報をわかりやすく提供します。

具体的な施策

施策名	内容
移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none">◆ 高齢者や障がい者等の交通弱者に対する移動支援の充実を図ります。◆ デマンドバス、外出支援サービス等について利用しやすい環境づくりに努めます。◆ 住民同士が助け合い運行する共助交通の立ち上げを検討します。
バリアフリー環境の整備	<ul style="list-style-type: none">◆ 公共施設のバリアフリー化を図るため、個別施設計画等に基づき、改修を検討します。◆ 民間施設、店舗等のバリアフリー改修を推進するため、改修費用の助成を行います。

■ 基本目標 3 の成果を図る主な評価指標

評価指標	現 状 (令和3年度)	目 標 (令和8年度)
南部広域シルバー人材センターに登録している人数	348 人	400 人
生活支援コーディネーターが支援を行った住民主体の活動団体数	2 件	10 件
ふれあいサロン開催回数	67 集落 143 回 (令和2年度)	増加
外出支援サービス登録者数	104 人	110 人
デマンドバス利用者数	23,629 人 (令和元年度)	20,000 人 (令和7年度)

第5章 計画の推進

1. 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民自身です。住みなれた地域で支え合い、助け合える地域社会を実現するためには、行政や社会福祉協議会の取り組みだけでなく、地域住民の主体的な取り組みが不可欠です。

また、地域の多様なニーズに対応していくためには、地域において活動するボランティア、関係機関・団体、福祉サービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画の推進にあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。

2. 計画の周知・啓発

この計画は、町や社会福祉協議会だけでなく、地域に関わる全ての人が主体となって推進していく計画です。このため、計画の理念や目標をはじめ、住民自身・地域・社会福祉協議会・町の取り組み指針を周知して計画を推進します。広報紙やホームページ等を通じて計画の周知・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図ります。

3. 計画の進捗管理

この計画の進捗管理については、伯耆町地域福祉計画等推進委員会において、計画の実施状況の点検・評価を行い、その結果を公表するなど、計画的な進行管理と改善を行っていきます。

また、庁内や関係機関との推進・連絡調整会議を必要に応じて開催し、地域福祉推進に向けて、定期的に情報交換を行うこととします。

資料編

1. 計画策定の経過

開催月日	内 容
令和3年3月29日	・第4期地域福祉計画策定に向けた地域福祉のアンケート案についての意見交換
令和3年5月14日 ～6月4日	地域福祉についてのアンケート調査を実施
令和3年9月28日	・第3期地域福祉計画の事業進捗状況について ・第4期地域福祉計画策定に向けたアンケート調査結果について ・第4期地域福祉計画の素案について
令和3年12月16日	・伯耆町地域福祉推進プラン（案）について
令和4年2月3日 ～2月14日	伯耆町地域福祉計画等推進委員会（書面開催） ・パブリックコメントの結果報告について ・伯耆町地域福祉推進プラン（最終案）について
令和4年3月末	計画策定完了、公表

2. 伯耆町地域福祉計画等推進委員会委員名簿

任期：令和2年12月24日から令和4年3月31日

	氏名	所属等
委員長	鞍掛 宣史	社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会 ※令和3年7月29日まで
	井上 祥一郎	伯耆町民生児童委員連絡協議会 ※令和3年9月28日から（委員長就任までは副委員長）
副委員長	景山 良一	社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会 ※令和3年9月28日から
委員	上田 均	伯耆町民生児童委員連絡協議会
委員	田中 徳恵	伯耆町老人クラブ連合会
委員	福井 博美	特定非営利活動法人伯耆みらい
委員	佐藤 励	医療法人萌生会
委員	長谷川 吉保	特定非営利活動法人メルヘン福祉会
委員	長田 直美	特定非営利活動法人ライフサポートともだち
委員	大森 紀子	伯耆町障害老人を支える家族の会
委員	富田 明宏	医療法人社団昌平会
委員	遠藤 茂雄	E歯科クリニック
委員	中田 瑞穂	伯耆町食生活改善推進協議会
委員	遠藤 富美子	伯耆町溝口赤十字奉仕団
委員	藪澤 里美	ボランティア代表

(敬称略)

3. 伯耆町地域福祉計画等推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき策定する伯耆町地域福祉計画及び同計画を上位計画とする個別の計画（以下これらを「地域福祉計画等」という。）の策定及び推進に当たり、町民や学識経験者等の意見を反映させるため、伯耆町地域福祉計画等推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域福祉計画等の策定及び変更に関すること。
- (2) 地域福祉計画等の評価及び進行管理に関すること。
- (3) その他総合的な地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 福祉、高齢者、保健、子育て、教育又は防災に関する学識経験のある者
- (2) 地域活動団体関係者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 委員会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員のうちから委員長が指名する者をもって組織し、部会の名称は委員長が定める。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員のうちから互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会において調査及び検討した結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年11月5日から施行する。

(伯耆町地域福祉等推進協議会設置要綱の廃止)

2 伯耆町地域福祉等推進協議会設置要綱（平成20年伯耆町告示第12号）は、廃止する。

(伯耆町地域福祉計画等策定委員会設置要綱の廃止)

3 伯耆町地域福祉計画等策定委員会設置要綱（平成29年伯耆町告示第108号）は、廃止する。

4. 用語解説

【 ぁ行 】

○ アウトリーチ

アウトリーチ (Outreach) は、「外に手を伸ばす」ことを意味します。福祉分野では、「支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届ける過程」のことを言い、ひきこもり支援や、災害対策、虐待予防、自殺対策などでこの取り組みが見られます。

○ インフォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援 (フォーマルサービス) 以外の支援で、家族や地域住民、友人、ボランティアなどが行う非公式な援助のことです。

○ SNS

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイト (ホームページのサービスを提供しているシステムやサーバのこと) の会員制サービスのことです。利用者が情報発信できて、利用者同士でつながりを持つこともできます。代表的なものとして「LINE」「Facebook」「Instagram」などが挙げられます。

○ NPO

Non-Profit Organizationの略で、ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指します。株式会社などの営利企業とは違って、利益追求のためではなく、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体のことです。

【 ぁ行 】

○ 外出支援サービス

伯耆町が行う高齢者及び障がい者などで、一般の公共交通機関を利用することが困難な方に対する移送用車輦により利用者の居宅と医療機関との間の送迎を行うサービスです。

○ 共助交通 (地域共助型生活交通)

バスやタクシーといった公共交通機関によって住民の移動手段が確保されていない地域において、車や運転免許を持っていない高齢者らの交通手段を確保する対策の一つで、地域住民やNPO法人等の団体が、営利とは認められない範囲の対価によって、自家用自動車を使用して移動手段を確保する運送サービスです。

○ 権利擁護

知的障害、精神障害、認知機能の低下などのために、自分で判断する能力が不十分だったり、意志や権利を主張することが難しい人たちのために、代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁して権利を擁護したり表明したりすることで、成年後見はその一つになります。

- **広域災害支援ネットワーク**
大規模災害の発生を想定し、平時から、県、市町村、県社協、市町村社協、関係団体が連携して、要配慮者支援の取組みを補完し、災害対策の強化を図ることを目指した団体間のネットワークです。
- **心のバリアフリー**
政府の定義では「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと」とされています。
- **子育て世代包括支援センター**
母子保健法に基づく市町村設置機関で、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整などを行います。伯耆町では健康対策課内に「伯耆町子育て世代包括支援センター」を設置しています。
- **コーディネート（コーディネーター）**
社会福祉の援助では他の職種の人との調整をすることです。調整役はコーディネーターといいます。

【 さ行 】

- **災害時要援護者台帳**
高齢者や障がい者の方など、災害のときに自力で避難することが難しく、周りからの支援を必要とする方を「災害時要援護者（要配慮者）」と言い、その方の同意をもとに情報登録して、あらかじめ地域の支援者、関係機関に情報提供し、災害時の支援に役立てる台帳です。
- **災害ボランティアセンター**
災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織です。運営は、被災した地域の社会福祉協議会やボランティア活動関係団体、行政が協働して担う例が多いです。常設組織の場合は、災害予防ボランティアの養成や住民向け防災教育訓練、防災啓蒙活動も行います。
- **支え愛マップ**
災害時に誰かの助け、声掛けを必要とする人、声掛けができる人、避難先など一連の情報を盛り込んだ地図（マップ）で社会福祉協議会と自治会等が協力して作成します。
- **サロン活動**
地域の高齢者や住民が気軽に集まることで、見守りや閉じこもりの防止、また仲間づくりや社会参加を目的として行われる活動です。
- **自主防災組織**
日頃から地域の住民が一緒になって防災活動に取り組む任意の防災組織です。
- **障害者手帳**
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種の手帳を総称した一般的な呼称です。制度の根拠となる法律等はそれぞれ異なります。

- **情報発信ツール**
インターネットの普及や情報通信技術の発展により、今までの紙媒体のもの（広報誌、チラシなど）に加えて近年はホームページをはじめ、SNSなどを利用したインターネットの情報発信も加わり、住民との双方向発信が可能となっています。
- **消費者被害**
消費者の弱い立場につけ込んで消費者に不利な契約を結ばせることによって生じる被害の総称です。電話勧誘販売、家庭訪販、インターネット通販、かたり商法、無料商法など様々なものがあります。
- **消費生活相談**
悪質商法や架空請求、契約トラブル、多重債務など、消費生活に関する相談や苦情の問い合わせのことです。伯耆町では住民課で相談や苦情の受け付けを行い、助言やあっせんを行っています。
- **小地域福祉ネットワーク活動**
自治会等の小地域を基盤として、住民の参加と協力により、同じ地域の中で援護が必要な方々の生活を見守り、支え合っていく隣人同士の助け合い活動です。
- **シルバー人材センター**
高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織です。伯耆町には「南部広域シルバー人材センター」が置かれています。
- **人権教育**
人権尊重のための知識、技術および態度を養うことを目的とする教育です。
- **スクールガードリーダー**
各自治体の教育委員会から委嘱された防犯の専門家（警察官OBや民間警備会社の社員など）で、地域学校安全指導員ともいいます。
- **生活困窮者自立相談支援事業**
生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の生活に関わる様々な困りごとの相談に応じています。伯耆町では相談窓口を伯耆町社会福祉協議会に委託して実施しています。
- **生活支援コーディネーター**
各地域内で高齢者の生活支援サービスおよび介護予防サービスを提供している専門職です。高齢者を支え、地域で元気に生活できるように、地域内にある住民組織や関係団体との調整役を果たします。
- **生活福祉資金**
生活福祉資金貸付制度に基づく貸付金です。低所得者、高齢者、障がい者などが、安定した生活を送れるよう、都道府県の社会福祉協議会が資金の貸付けと必要な相談や支援を行います。
- **精神疾患**
脳の働きの変化によって、気分の落ち込みや幻覚・妄想など心身に様々な影響が出る病気の総称です。統合失調症やうつ病、双極性障害（躁うつ病）などが挙げられます。

- **精神疾患を事由とする外来治療に係る公費負担制度**
自立支援医療（精神通院）制度といいます。障害者総合支援法に規定されており、精神疾患の治療のために医療機関へ通院する場合、医療費の9割を医療保険と公費で負担する制度です。
- **成年後見制度**
知的障害、精神障害、認知症など精神上の障害により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があり、法定後見制度には、後見、保佐、補助の3つの種類があります。
- **成年後見人**
成年後見制度に基づき、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人のために、不利益を被る恐れがある場合は契約等を取り消したり、本人に代わって必要な契約や財産管理をする人をいいます。
- **セーフティーネット**
セーフティネット（safety net）とは「落下防止の安全網」の意味で、そこから、失業や病気、高齢といったさまざまな要因による経済的な困窮などに備える国や公的機関の行う社会保障制度のことも指すようになりました。具体的には年金、雇用保険、ハローワークの存在、生活保護制度などが挙げられます。

【た行】

- **第1号被保険者**
介護保険の被保険者は、65歳以上の方（第1号被保険者）と、40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）に分けられます。第1号被保険者は、原因を問わずに要介護認定または要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。
- **男女共同参画**
「男女共同参画社会基本法」を基本法とする、日本の社会政策の一つです。男女が、社会の対等な構成員として、意欲に応じて、あらゆる分野で能力を発揮できる、男女共同参画社会づくりを目指します。
- **地域共生社会**
厚生労働省が掲げる構想で、社会や生活の変化をふまえ制度や分野を問わず、地域住民や関係団体などが主体となって、新たな地域のつながりをつくっていかうとするものです。この実現がこれからの地域福祉の基本理念とされています。
- **地域包括支援センター**
介護保険法で定められる機関です。地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とします。伯耆町では健康対策課生活相談室内に「南部箕蚊屋広域連合伯耆地域包括支援センター」が設置されています。

○ DV

ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略称です。配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のことを言います。暴力は、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけではなく、人前でバカにしたり、生活費を渡さないなどの精神的暴力や、性行為の強要などの性的暴力も含まれます。

○ デマンドバス

路線バスのような既定の経路や時刻表がない予約型のバスです。伯耆町のデマンドバスは利用する方が事前に配車センターに電話をし、利用したいバスを予約する形式で運行されています。

【 な行 】

○ ニーズ

ニーズ（needs）とは「必要」「要求」などと訳されます。社会福祉の援助やケアマネジメントにおいては、それが解決できれば、希望とする生活や活動が可能になる課題のことを指します。

○ 認知症

特定の病名ではなく、何らかの病気や障害によって脳の働きが悪くなり、もの忘れや日常生活や仕事に支障をきたすようになった状態のことをいいます。アルツハイマー型認知症や血管性認知症など、いくつかの種類があります。

【 は行 】

○ 配食サービス

伯耆町社会福祉協議会が取り組む、独居高齢者等方向けの安否確認も兼ねた週2回の昼食弁当配達事業です。

○ パブリックコメント

行政機関の基本的な政策や制度を定める計画や政令、条例等を決める際に、その案について、広く住民の皆さんに公表し、皆さんから寄せられたご意見などを案に取り入れることができるかどうかを検討するとともに、寄せられた意見などに対する行政機関の考え方とその検討結果を類型化して公表する一連の手続のことです。

○ バリア（バリアフリー）

バリア（barrier）は「障壁」や「妨げになるもの」などと訳されます。障がい者や高齢者等が日常生活や社会生活を営む上で妨げになるものとして、一般に「物理的なバリア」「制度的なバリア」「文化情報面のバリア」「意識上のバリア」の4つのバリアがあるといわれています。バリアフリー（barrier free）とは、障がい者や高齢者等が社会生活をしていく上でこれら障壁となるものがないこと、あるいは取り除くことを意味します。

○ 避難行動要支援者

高齢者や障がい者の方など、災害時の避難行動や避難所などでの生活が困難な方を指します。これらの方について福祉関係者、近隣の方や自主防災組織などによる支援体制を確立し、その人の状態に対応したきめ細かな救援を行う必要があります。

- **避難所**
避難するための施設や場所のことです。改正災害対策基本法において、切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所（指定緊急避難場所）と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための避難所（指定避難所）に区別されました。同法に基づいて、各自治体で地域防災計画が立てられ、それに沿って設置されています。
- **福祉委員**
福祉委員は身近な地域での見守り・声かけを基本に、地域の福祉課題解決に向けた取り組みへの参画など地域福祉の推進役として活動します。概ね自治会単位で設置されており、社会福祉協議会から委嘱されます。
- **福祉教育**
「福祉」とは「自分のしあわせ」と「みんなのしあわせ」を共に考え、実現に向けて実践していくことで、福祉教育は普段の生活や学習の中で「福祉」を学ぶことです。この実践は、小・中学校や高校だけではなく、それぞれの地域住民に対して年齢を問わず行われています。
- **ふくしの集い**
地域での日常的な支え合いのきっかけづくりを目的としたイベントで、伯耆町社会福祉協議会が毎年開催しています。講習会、福祉施設作品の展示、炊き出しなどが行われます。
- **福祉ボランティアセンター**
伯耆町社会福祉協議会に設置されている機関で、福祉ボランティア活動についての相談・情報提供を行い、関係団体との連絡・調整を行います。また、活動の育成・啓発のため研修等も行います。
- **福祉有償運送事業**
NPOや社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がい者などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う車による移送サービスのことをいいます。
- **ふれあいサロン**
伯耆町社会福祉協議会が行う福祉委員活動の一つです。
※サロン活動も参照
- **ボランティア**
ボランティア（volunteer）は一般に「自発的な意志に基づいて人や社会に貢献すること」といわれており、次の原則があります。①自発性（自由な意志で行なうこと）、②無償性（利益を求めないこと）、③社会性（公平に相手を尊重できること）、④創造性（必要に応じて工夫できること）

【ま行】

- **マネジメント**
マネジメント（management）は「経営管理」を意味します。福祉分野では「ケアマネジメント（福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ調整手法）」など派生した用語や考え方が定着しています。

○ **まめまめクラブ**

伯耆町が行う高齢者の健康維持・増進、介護予防、閉じこもり予防、地域住民の交流を目的に健康づくりのための運動教室です。

○ **民生委員・児童委員**

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行います。「児童委員」を兼ねていて、見守り、子育て等の心配ごとの相談・支援等も行います。また、一部の方は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。伯耆町には現在、40人（うち主任児童委員2人）の委員の方が各担当地域で活動されています。

○ **メンタルヘルス**

メンタルヘルス（mental health）は「こころの健康状態」を意味します。社会的にメンタルヘルス不調を防ぐ取り組みの重要性が増してきたことから、「よりよい心の状態作りを推進していこう」という積極的意味合いを帯びるようになりました。

○ **友愛訪問**

伯耆町社会福祉協議会が取り組む、独居高齢者の自宅をボランティア等が訪問し、困りごとの相談にのったり、話し相手になったりする事業です。

○ **ユニバーサルデザイン**

ユニバーサルデザイン（universal design 略称UD）は「すべての人のためのデザイン」という意味で、年齢や障害の有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人利用可能である設計のことであり、またそれを実現するための過程のことです。

○ **要介護（要支援）認定**

介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態（要支援状態）になった場合に、必要度合いに応じた介護（予防）サービスを受けることができます。この要介護状態もしくは要支援状態の程度について、全国的な基準に基づき、介護認定審査会による審査判定を経て、市町村が認定を行う仕組みです。なお、認定の区分は、要介護状態では要介護1～5までの5段階が、要支援状態では、要支援1、2の2段階が設定されています。

○ **要配慮者**

災害時要援護者台帳参照

【 ら行 】

○ **老人クラブ**

「老人福祉法」に老人福祉を増進するための事業を行う者と位置付けられた概ね60歳以上の方で構成される地域の自主的な高齢者活動グループです。現在伯耆町では老人クラブ連合会1団体と単位老人クラブ38団体が活動しています。

伯耆町地域福祉推進プラン

第4期伯耆町地域福祉計画・第4期伯耆町地域福祉活動計画

令和4年3月 発行

編集・発行

伯耆町福祉課

〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長 37 番地 3

電話 0859-68-5534

社会福祉法人 伯耆町社会福祉協議会

〒689-4121 鳥取県西伯郡伯耆町大殿 1010

(岸本保健福祉センター内)

電話 0859-68-4635